

六百十五名である。議員は内閣員又は宮内官として俸給を受くる外、歳費四百鎊を受く。年齢二十一歳未満のもの、宗教家、政府の請負をなすもの及び地方行政官は議員たり得ない。

選挙管理人は其管理する地方を限り代表する能はず、英蘭及蘇格蘭の貴族は下院議員たり得ざるも、上院議員たらざる愛蘭貴族は之に選出せらるゝを得、年齢満二十一歳の男子にして六ヶ月間同一の選挙区(州、市)又は其附近に年額十鎊以上の住所又は商舖を構へたるもの、及び三十歳以上の女子にして年額五鎊以上の屋舎を占有し又は一家を構へ、地方政府の選挙権者として登簿さるゝ資格ある者、又は同一の資格ある良人を有する者、雑作を有せざる部屋に自ら雑作を加へ居住するものは皆選挙権を有する。

大學選挙区 において、學位を得たる男子、學位を得るに相當せる資格を有する女子(蘇格蘭及愛蘭に於ては他の學力標準あり)は選挙権を有する。尙ほ大戦役に参加したるものは孰れも選挙権を有す。總選挙に

於ては何人も二選挙区以上より投票する事能はず、しかも其選挙権は必ず別種例へば住居資格と學位資格の如きものたるを要する。

行政権 名義上皇帝之を有するも事實大臣の集團たる内閣が之を有してゐる。内閣の起倒は一に下院に多數を占むることによつて決定される。

自由党内訌 (英國最近の政狀)

マクドナルト内閣がキャンベル事件に災されて議會を解散した結果一九二四年十月の總選挙に大勝を得て成立したポールドウィン内閣は下院に絶對過半数を有し基礎強固であるが幾多の難問題に遭遇した。即ち二十六年五月には六百八十万人以上の總同盟罷業が行はれ、政府は辛ふじて内亂に至らしめずして鎮定し、坑夫側の失敗に終らしめたが翌二十七年には米國の提議に基く海軍々縮會議に於て米國と合はず遂に不成立になつた。尙ほ赤露の宣傳甚しきを加へ同年五月にはアルコス會社の家宅

搜索を行ひ、確證を得たりとして露國代表の撤退を迫り、議會は對露斷交を承認するに至り大使の引上げとなつた。一方自由黨は炭坑爭議以來益々アスキス、ロイドジョージ二巨頭の間、反目を高め内訌を生じたがアスキス氏は二十八年二月病のため、たはれるに至つた。最近は印度に於て叛亂を見てゐる。

英國下院政黨別（一九二四年十月總選舉）

- 保守黨 四一九
- 自由黨 四〇〇
- 労働黨 一五一
- 獨立其他 五
- 計 六一五

伊 太 利

行政權 は全然皇帝にあつて責任大臣を以て之を施行せしめる。

立法權 は皇帝及上下兩院より成る議會にある。議會は五年を其存續期とし、上院は二十一歳以上の皇族（但し二十五歳に至りて初めて投票權を有す）及び年齢四十歳以上にして皇帝により選任さるゝ不定數の議員を以て組織される。但し之等の勅選議員は高官にあるもの、又は科學文學若くは其他の公益ある事業に於て名を得たるもの又は一年三千リールの租税を納むるものでなければならぬ。

下院 は一九二三年の改正法に依り、二十一歳以上の男女選舉權を有し、被選舉年齢を二十五歳以上とし全國を以て單一選舉區とし、各行政區毎に該管内より選出すべき候補者名簿を作製することとし、各選舉人は當該地方の候補者に對し優先投票をなし得るに止め、議員定數中三百五十六名（三分の二）迄は候補者名簿中最も多數を獲得したる黨派に割當て、残りの百七十九名は（三分の一）他の諸黨派に按分比例を以て振り當つることとし、各候補者は有權者千五百名の推薦なくしては立候補することを得ず、各投票用紙には各所屬黨派の記號を附すべきことを規定した。

選舉法改正 一九二五年二月十五日從來の大選舉區制を一區一員の小選舉區制に革め次の總選舉から實施することにした。其の結果現在五三五名の定員は五六〇名に増加することゝなつた。

憲法改正 一九二五年十二月ムツソリニ氏は憲法を改正し首相は今後皇帝にのみ責任を負つて議會に對しては一切の責任を負はないと云ふ伊太利憲法の根本的修正をなした。而も同氏は同年十一月三十日下院で右修正案を何等の討議を行はずして可決した。

領土擴張熱 (伊國最近の政狀)

伊太利ファシスチ政府は一九二三年以來政權を把持し獨裁政治を行ひ暴力を以て反對黨の活動を押潰し、ファシスチ一派を以て國政を獨占してきたが、同政治を合法化するため、益々露骨な態度に出て二十五年六月には下院に三法律案の承認を得て第一に文武官をファシスチ黨員若くば政黨的色彩なきもののみとし、然らざるものを免職することゝした。第二には政

府は命令的性質を有する事項に關し議會の協賛を経ずして法律の効力を有する勅令を公布し得ることゝした。即ち條約國際協定、國務、秩序、公衆衛生、國家財政、國家經濟に對し獨斷專行を許すもので其結果議會の權限は事實大縮少を蒙つた。第三には新聞及定期刊行物に對する取締を嚴重にするため必ず有責主幹を置くことゝし、其主幹は管轄控訴院檢事長の認可を必要とし、反對派の言論抑壓の便に供した。

新聞取締法 尙日刊新聞は全部六頁以下とし版の擴大を許さずと云ふ峻嚴なもので、新聞紙法はやがて海外電報や裁判記事を紙面より除外し教育的で消極的な御用新聞のみにする第一歩であるとの非難が高いが第二次の改正では一縣一新聞以上の發行を許さず且つ週刊新聞は全廢する意向であるといふ。

ムツソリニ氏は黨大會席上で「政府は國家生命の樞機にして議會の一舉一動により瓦解すべきものに非ず、換言せば國王を奉戴する政府は正に國家の主權なりと確信す」と公言し、永久的政府の確立を企圖し、獨裁政

治の繼續、議會政治否認の急先鋒をなしてゐる。

治安維持法案

首相狙撃 首相は二六年四月英國の一老婦人に狙撃されたが更に十月三十一日ポロニアで二度目の狙撃をうけたので治安維持法案を即決可決したが、それは既發旅券の無効、現政府反對の一切の出版物の禁止、反對政黨、協會、結社の解放、皇族及政府の首腦部の生命健康及個人の自由に危害を與へたるものは死刑に處する等七ヶ條から成つてゐる。

又勤儉令を出して享樂的家屋の新築、改良設備を禁じ一般雇主は隨意に雇人の労働時間を延長する權利を認めた。

平和の敵

尙ほ重大なる事はムツソリーニ氏は世界平和などと云ふ事は一種の虚偽であると聲言し、領土擴張の必要を列國に承認せしめねばならぬと極論し、事實其の政策を實行して歐洲再亂の危懼を世人に與へしめてゐる。

伊國議會黨派別 (一九二四年四月總選舉)

フアスシスチー黨 二七五

カトリック黨 三九

社會黨 四六

共產黨 一九

スラヴ及ドイツ黨 四

其他 四五

佛 蘭 西

大統領の権限

行政權 は大統領及内閣にある。大統領は上下兩院を合した議會の投票に於て絶對多數を以て選出され、七年を任期とする。大統領は兩院議員中より内閣員を選定するが議員外の者でも差支ない。(陸軍の將官を陸海軍の長官に任じ、外務長官に武官外の者を用ふる場合等) 大統領は外國との條約締結權があるが佛國又は佛領殖民地の面積に異動を生ずる條約は議會の協賛を要する。又宣戰を布告するには兩院の同意を得なければならぬ。大統領は上院の同意を得て下院を解散することを得、元首缺けたる場合は兩院直ちに合同して新大統領を選挙する。

歐米諸國の政治組織

立法權 上下兩院より成る議會にある。議會は期日前に大統領に依り召集されることなくば毎年一月第二火曜日に開會し、五ヶ月間開議する一九一四年七月十五日以來戰時中は常時開會され一九二〇年八月一日命令を以て會期を終へた。各院議員二分の一以上の要求あれば大統領之を召集するの義務があり、大統領は又議院に休會を命ずる事を得る。但其期間一ヶ月を超ゆる事能はず又一會期に二回以上は出來ない。

下院 任期は四年で、年齢は二十一歳以上で、軍役でなく、一の市又は郡に六ヶ月以上居住のものは他に失權の事由なき限り皆選舉權を有する。婦人被選舉權は一九二二年下院を通過せるも上院で否決された。議員たるには公民で二十五歳以上たるを要し、候補者は選舉の二週日前に立候補を宣明せねばならぬ。議員定数は六百十名。

上院 定數三百十名で、四十歳以上の公民から九年の任期で選出される。其三分の一は毎三年に退任し選舉法は間接であるで選舉團體は

(一) 人口に比例して各部議會より選出された委員。

選舉資格

(二) 下院議員、各州の總議會及地方議會から成る。二百二十五名の州選議員は此法で選出されるも、外に兩院合同に依りて選出された七十五名の終身議員がある。但一八八四年以來終身議員の空缺は普通の九年議員を以て填補されることとなつた。

憲法の改正 (佛國最近の政狀)

フラン續落に依り佛蘭西財界は極度の不安状態となつたが小黨分立の結果、思ひ切つた財政策を行ふ事が出來ず政變相次いで、政黨政治を咒ふ聲が高まつて、下院解散論、技術家専門家を重用して職業政治家の排斥、既成政黨打破論、政黨不必要論(一國一黨論、リーグ組織の政黨論)舉國一致内閣論、獨裁政治論等が盛に論議されたが、英國は政府の信任を國民に問ふに反し佛國は議會に問ふを常とし大統領は議會解散權あるも第三共和國以來前例一回のみであるから之も行へず、財政上の議決權を議會より剝奪すべしとの論も憲法違反にて反對厳しく遂に二十六年七月舉國一致のポア

憲法附屬の條
項

ンカレー内閣が成立した。新首相は大々の増税案とフラン安定策を議會に提案協賛を得たが更に財政の恒久的安定を計るため國防公債の減債基金制を提案して二十六年八月兩院を通過したが將來政争の具となつて改廢せらるべきを慮り憲法附屬の條項たらしめるため兩院合同の國民議會を召集して憲法の改正を斷行して永久性を有たせた。國民議會が大統領の選舉以外に開かれたるは憲法制定以來僅かに今回を加へ三回に過ぎない。社會黨及共產黨は議事を妨害し兵士を呼入れて議場の整理をなし一四四對六七一の多數で可決した。

上院改選 其他對米戰債問題、米佛不戰條約の締結等重大事件があつたが、聯合内閣は今猶存續して強力な政策を行つてゐる。二十七年一月には上院議員三分の一の改選あり其結果社會黨八名、共產黨二名共和社會黨保守黨各一名共和黨二名増加し他は減少した。

佛國議會の黨派別 (上院一九二七年改選)

下 院

保守黨(無所屬を含む)	二八	共和民主聯合(元の共和聯合)	一〇四
民主共和黨	一四	左傾共和黨	三六
共和民主左黨	四四	共和社會黨	四二
急進社會黨(略名急進黨)	一四〇	社會黨	一〇五
共產黨	二六	計	五八一

上 院

保守黨	三	共和黨	一九
共和黨左派	一九	急進獨立黨	九
急進社會黨	四四	共和社會黨	一
社會黨	一〇	社會共產黨	二

獨 逸

行政權 大統領及帝國政府にありて二十五歳以上の獨逸人は何人も大統領の選舉權を有する。大統領の任期は七年であつて再選さるゝを得る

歐米諸國の政治組織

帝國議會絕對
の立法權を有
す

も、國會三分の二以上の票決及人民投票により任期中と雖も退職せしめられる。大統領は國際法上帝國を代表し同盟條約其他の條約を締結するを得又軍隊の總指揮權を有する。帝國政府は帝國宰相及内閣員から成る。立法權 對外關係、植民地制度、國籍法制度、移民制度、兵役制度、貨幣制度、關稅制度、郵便電信電話制度に就ては帝國議會絕對に立法權を有する。其他の事項は國會其立法權を行使せざる場合は之を聯邦に委せられる。但租稅及其他の收入に關し全部或は一部を帝國の目的に要求するとき、又は公安の維持秩序確保のため統一的法規を必要とする時は國會立法權を行ふ。尙ほ(一)宗教團體の權義務(二)學校制度(高等學校、科學的圖書館に關する制度を含む)(三)公共社團役員の權利、(四)土地法土地分配法(五)埋葬法に關する原則的規定は國會之が立法權を有し、又聯邦租稅の認可及び徵集の法に關しても場合に依り立法權を有する。

國會議員 は普通、平等、無記名、比例投票に依り滿二十歳以上の男女に依り選出される。任期は四ヶ年とし、國會は毎年十一月第一水曜日を

自動的の開會

以て自動的に開會する。必要ある時は政府が之を召集することが出来る。大統領及議院三分の一の要求ある時は議長亦之を召集する。國會は大統領により解散を命ぜらるゝ事あるも、同一原因を以て一回以上之を解散することは出来ぬ。國會は國民議會と稱する。

帝國會議 帝國と、各聯邦との結合を計る機關として帝國會議を設けた。帝國會議は聯邦政府の代表者より成るものなるも、特字漏士のみは一半は政府他の一半は地方行政機關を代表する。聯邦は帝國會議に少くも、一票を有し、大國は人口百萬毎に一票を有すべきも、一國に於て全票數の五分の二以上を占むるを許さない。政府の提出する法律案は先づ之を帝國會議の議に附する。政府は其の否決議案を國會に提出し得、帝國會議亦其議決せる法案にて政府の同意せざるものも政府をして國會に提出せしむるを得、尙全投票者十分の一の同意を経たる時は、其議決せる法案に關し國會に動議提起の請求を爲すことを得。國會の議決に對し抗告權を有し、抗告を受けたる場合は國會は同一法案を再審議に附せね

地方との連絡

抗告權

歐米諸國の政治組織

ばならぬ。其議決に對し帝國會議尙ほ同意せざる時は大統領は之を人民投票に問ふ。但國會の議決三分の二以上の多數に依れるときは直ちに之を法律として公布する事が出来る。

人民投票 大統領は人民投票に問ひ國會の議決せる法律を裁可し或は裁可せざる事を得る。人民の請願せる法律案を國會の採用せざる時、又人民より放棄を要求したる法律を國會の放棄せざる時は人民は人民投票を行ふことになつてゐる。

有産黨内閣 (獨逸最近の政狀)

獨逸は一九二五年一月ルーテル内閣成立し、同年四月ヒンデンブルク元帥が國民黨から大統領に選舉されたる爲め政權投出しの説があつたが新元帥と諒解成りロカルノ會議に於て保障問題、並に國際聯盟加入問題を解決し貢獻した。然し國權黨ロカルノ問題で反對し十二月總辭職し、大統領は大聯立内閣を企圖せるも成らず翌二六年一月再び中央黨、民主黨を基礎と

して組閣した。獨逸政界の争は常に共和か帝政の争で新商船旗問題で復々兩派の争となりルーテル内閣は議會の不信任決議を受けて倒壊し、同内閣の法相マルクス氏同閣同様の聯立内閣を組織した。舊皇帝財産沒收に關する人民投票は原案の否決を見、同年九月聯盟總會に於て獨逸は完全に國際聯盟に加入し且つ常任理事國となつた。之より先五月にはニコライ大佐の共和政治顛覆の陰謀發覺し又此の頃より舊植民地の回復運動が擡頭してきた。

民主黨傍觀 大聯立内閣問題は再燃し社會黨の参加要求となり且つ國權黨は國民黨の横暴を憎み共產黨を合せたる多數を以て十二月不信任案を提出しマルクス内閣は總辭職した。大統領は二十七年一月國民黨クルチウス氏に組閣を命ぜるも成らず、再びマルクス氏の起用を促し同氏は左翼との聯立見込なき爲め中央、國權、國民の三黨及バヴァリア國民黨を加へて有産多數黨内閣を組織し、社會民主黨は新政綱に對し保留的態度をとり局外に立つ事となつた。

獨逸議會の黨派別

一八四

國粹黨	一四	國民黨	一〇三
農民聯盟	八	人民黨	五一
バヴァリア人民黨	一九	農民聯盟	一七
ハノーヴァー黨	四	中央黨	六八
民主黨	三二	社會黨	一三一
共產黨	四五	計	四九三

露 西 亞

露西亞即ち社會主義ソヴィエツト諸共和國聯盟憲法の基礎は一九一八年七月十日第五次全露ソヴィエツト大會の決議に成り其後幾多の改廢加へられ現行法は一九二四年二月の第二回聯盟大會の修正せるものである。之に依ると露國は左の四共和國の聯盟せるものと爲さる。

一、露西亞社會主義ソヴィエツト共和國

- 一、白露社會主義ソヴィエツト共和國
- 一、ウクライナ社會主義ソヴィエツト共和國
- 一、高加索社會主義聯邦ソヴィエツト共和國

政治組織

新國家の最高權力は全露ソヴィエツト會議及中央執行委員

會に屬し、右委員會は最高立法行政機關と定められ、其の選出する十七の人民委員は人民委員會を設けて各省の政務を分掌し、各州内のソヴィエツト會議及執行委員會も亦夫々當該地方の立法行政の最高權力を占むる。換言すれば全露ソヴィエツト會議は都市ソヴィエツト會議代表(選舉人二萬五千人につき一人)と地方ソヴィエツト會議代表(住民十萬五千人につき一人)を以て成立し、全露ソヴィエツト會議の選舉する全露中央執行委員會は定員二百人以下と定め憲法の徹底、全露ソヴィエツト會議決議の實施、中央機關行政の監視に任ずるものであるが、更に中央執行委員會は各種行政區分に對して人民コミッサールのソヴィエツト即ち十七の人民コミッサリアートを選出し、この委員が人民委員會即ち内閣

立法行政機關

人民委員會
即ち内閣

歐米諸國の政治組織

一八五

閣を構成するのであり、各省には別に實施員なるものを置いた。選舉は凡て生産的及公益的勞働に依つて生計を營む十八歳以上の一切の者に選舉及被選舉權を與へ、企業者、商人其他の營利者、不勞所得者、僧侶、文化的施設の使用者等は皆之から除外されてゐる。

經濟會議 更に上述の政治的會議と並んで、經濟會議の制度が定められ、生産消費一切の經濟生活整調の任に當り、最高國家經濟會議を中心として各地方經濟會議を組織する事は政治組織と毫も異らない。斯くて一切の生産手段が全經濟を管理する社會の手に收められたといふものである。更に勞働組合と協會(消費)組合とが革命以來偉大な發達を遂げ實は國家強制の力によつて新社會秩序の中心勢力に置かれつゝ、あつたのである。

共產黨内訌 (露國最近の政狀)

新經濟策 ソヴィエツト政府初めて成るや先づ其理想たる全世界の赤化に力めしも及ばず、勞働者の工場管理は却つてその能率を低下し、必需品

饑饉騷亂

の供給は意の如くならず、土地國有も徒らに農民をして餘剰生産を避くる傾向を生ぜしめた許りでなく、蓄積せる物資が盡くるに共に、他方外國からの輸入は杜絶し、饑饉、騷亂相踵いで起り、其結果勞農政府當局は遂に其の主張を抛つて資本主義を認めるやうになつた。所謂新經濟政策なるものである。即ち大工業の國營廢止、市街内個人相續の不動産に對する國家管理の廢止、土地の貸借等である。

新々經濟策 ソヴィエツト露國の政治經濟的趨向はネツプ採用と共に重大な變化を受けて嚴密な意味での共產主義的施設は大部分變更を見たが、一九二四年來の國民生活の必要は新經濟政策の緩和的傾向を更に一層大ならしめ、二五年春以來所謂新々經濟政策と稱せらるる諸施設の具體化を見た。即ち農業には土地の資本的經營を認め、雇傭勞働者の使用を許し、内國商業にては個人資本の活動に一層保護を與へ又工業上には私人經營の範圍を擴むるに至つたのである。

新政策 一九二四年一月レニン死亡し、二五年八月には十九歳より四十

歳までの男子は總て徴兵の義務を有せしむる強制徴兵令を實施し、十月には新結婚法案を可決し、新婚者は届出を要せずして夫婦としての權利義務が承認され、離婚も一方が他方へ通知すれば足りることとした。尙財産は女子の家庭労働を男子と同價値のものとして夫婦共同の管理を認めた。尙同月酒の專賣を廢止し、極東移民の計畫をもなした。

共産黨内閣 レニン死後共産黨幹事間に左右兩翼の争を生じ二十六年一月にはレニングラードソヴェエツト議長であり第三インターナショナル執行委員會の議長たるジノヴィエフ氏の辭職となり、以來内訌絶えず、同年八月には赤露軍に大改造を加へて中央司令部の首腦を更迭し、二八年初頭遂にトロツキー一派の西比利亞追放となつた。

トロツキー一派の西比利亞追放

露國共産黨員

共産黨員末梢團體(ヤチエイカ) 一二五、九二二

共産黨員正副合計 六九九、六八九

(内女子) 七三、三二八

代議制度の批判並に獨裁政治

フライス卿の議會論

英吉利に於ける政治學の大家にして且つ上下兩院議院、大臣、大使等を経て學識經驗共に聞えたるゼームス・フライス卿は其の大著「モダーン・デモクラシー」に於て、事實に即し穩健にして然も極めて進歩的な批判を近世衆民政に加へてゐる。其の内主として議會に關するものを摘記して其の功過並に趨向を検討して見やう。

立法部の衰退 米佛伊の三ヶ國に於ては現代議員が有力會社、地方人民、及政黨等の爲めに不當なる努力を試むるの醜狀を暴露し、英國に於ては此の如き弊少きも尙ほ議員及議會の對人民的價値は下落してゐる。カナダ、濠洲に於ては社會人民は進歩し且つ議會には重大問題存するにも拘らず之に相當なる品位及智識の高等なる議會は見得ないと云つてゐる。そして其

穩健にして進歩的な批判

價値の下落

代議制度の批判並に獨裁政治

の信用及權威を減損したる一般的原因として、議會は極貧者を除く外凡ての階級の人々により組織さるるに至る結果民意代表の點よりは一進歩なるが、議會の習慣は變化を來して、議會に於ける不秩序、禮節の頽廢及國民の議員に對する尊敬の減退に伴ふ所の議員の自己輕視を擧げ更に議員に歳費を支給する事は議員の地位を低下し且つ其自由を拘束すこ想像されてきたと云つてゐる。

次には新聞の勢力増加も亦議員の信用失墜の一原因であり、更に近時普通政黨の大會に比して産業團體の大會の一層重要視せらるる傾向にありて英國勞働組合、瑞西農民黨、佛國社會黨、米國勞働組合及農民、鑛夫の團體、カナダ農民團及濠洲勞働黨を例證としてゐる。而して此の議會の性質及勢力の低下に依る權力の移動は北米に於ては各州は行政府又は人民に聯邦は大統領に歸した。佛國では議更に於ける陰謀の爲め内閣の更迭頻繁に失せるため、行政權の安定を要求する聲大となり、英國に於ては下院は依然として政界の中心なるも下院の多數黨に對する内閣の權力は政黨の訓

新聞の勢力増加の影響

權力の移動點

練の増加に伴ひて増加し、伊國に於ては政黨は大なる勢力を有せざるも内閣は地方の有力者を利益を以て操縦し之に依りて議員を左右し以て下院の内閣に對する態度を一層屈從的ならしめた。

是等の權力上の變化は法律上にあらずして道德上にありとし議會の道德的勢力にして萎縮せば其法律的權力は以て世人の敬愛を博すること能はずと爲した。而して此の矯正策としては、米國及カナダの立法權濫用の弊は英國に於ける私的法案に關する嚴重なる規定を採用するにあり、又事務官任用試験勵行、地方團體行政權擴張、地方事業に對する國庫補助の廢止等をも政弊矯正方法として掲げてゐる。

矯正策

然し議會の機能の依然として輕んずべからざる所以として、人民の直接立法を間斷なく行ひ得べき程度の小國家を除きては議會は統治組織の中心機關として繼續せざるを得ざるのみならず小國に於ても議會を廢するを得ずと云ひ、人民は全體として國家の細事に注意し得ず又行政府を細心に監督するが如きは一層人民には不適當也、而して此監督は行政の正直と能率

議會廢止の可否

を確保するが爲に缺くべからずと述べた。

議會の病理學 現存の慢性的病弊として次の諸項目を擧げてゐる。

一、議事妨害 長演説を試み或は動議を頻繁に提出して主要議事の進行を妨ぐるもので少數黨が自由討議權を濫用するものである。

二、政黨數の増加 建設的企圖に關しては意見の分裂を免れ能はず、且つ人種及宗教の差異より來る反日は將來同化し得べしとするも社會的及經濟的區別に基く政黨の基礎は容易に絶ゆる事あるまい。

三、少數選舉民の不當勢力 特殊の利益を共にする少數の議員が選舉競争者の勢力相匹敵する機會を利用し自己の主張に賛成すべき政策の下に或る候補者を援助する事。

四、議員を單純なる代理者と見るの傾向 特に英國に於て、大であつて、選舉民が嚴重に議員の意見を拘束する理由の乏しきため、獨立心に富む人士の議員たることを妨げ、議會に於ける討議の價値を減少し、地方に於ける政黨幹部の權力を増加し、内閣の自黨議員に對する權力を増

政黨の基礎は鞏固

討議の價値を減少

加する弊がある。

五、多數黨中の多數者の不當なる權力 之れ議會の健全なる行動に對する重大なる脅威であつて、多數黨にして統一鞏固ならば、其志す所一として行はれざるなく、此に於て議中は討議の府たらずして單に投票機械と變化す。然も議會に於ける多數黨中の多數者の意見は必ずしも議員全體の多數者の意見を代表せず、従つて議會は國民の意思を代表せざるに至り、誠に代議制の悲しむべき一結果であるが之に對する救済方法は國民總投票に訴ふるの外にはあるまい。

以上の諸病弊は法律を以て對抗するも成功の見込なく只輿論が議會の性質及効用を低下すべき慣行に反對なるを示すに依りてのみ救済さるべきも、輿論は多數の國に於ては經濟的及社會的問題に没頭して敢て議會の議事方法を省ること少く又政黨首領等は一時の勝利を獲んことに汲々として手段の如何を問はざるを普通とするを述べてゐる。

行政部及司法部 瑞西の外の五國にては大臣は原則として議會に於て頭

代議制度の批判並に獨裁政治

投票機械と化した

輿論は冷淡

行政部は衆議院の弱點

角を現はしたる政治家等より選任せられて其行政的手腕は深く顧慮せられず、大臣は必ずしも特別能力を有せざる事並に如何なる適任者も内閣更迭と共に其の職を去るの缺點を有してゐる。元來行政部は衆民政の弱點と稱せられ小數政又は一人政に比し、方針の繼續、行動の敏活、決定遂行の勇氣官吏選擇の判斷、専門知識の包容缺け能率及正直の程度劣ると稱せられてゐる。又司法の確實且迅速なる運用は普通人民の幸福と安全とに最も深き關係を有するが、政治問題に關聯して黨派心を興奮せしむる司法事件(時として民事なるも一層多くは刑事)の發生は各國に於て見る所であつて、此の時に際して、司法官の勇氣と正直は國民に對して非常なる價值を有するが、嚴正公平を制肘さるゝ事が尠くない。

多數制の弱點

多數者の數少數者に比して僅に多きに止まることあり、多數者は其決定すべき事項に關して無識なることあり、他人の爲めに欺かるゝ事あり、一

無識と一時的の熱情

時的熱情に驅らるゝ事あり、而して人民の直接投票に於ても議會に於ても其多數者の投票は必ずしも人民の最良意思を表示せずして、人民は今日の多數者の行動を明日に至りて後悔することもある。然し多數者の意思は長期間に於て實行されなければならぬ、何となれば多數者の決定を承認しなければ結局實力に訴へて勝敗を決するの外に方法がないからである。

茲に於て多數制の原則を尊重すると同時に人民を其無識又は燥急に對して保障する方法如何の問題起つて衆民政史の大部分は此問題の解決のために試みられた種々の方法の叙述であるとして極めて重く此問題を取扱つてゐる。

制肘及均勢 此の方法の一は民會又は議會の權力に對する憲法上の制限を設くるにあつて則ち或は最終決定に達する迄に種々の手續及形式を必要とし或は重要事項の決定に對して特定の多數を要件となし或は一定の事項を議會の權限外に置く等である。其二は權力全體を分割し其一部を一機關に他部を他の機關に委任するにある。即ち行政部を立法部より獨立せしめ

多數制の原則を尊重

權力の分割

代議制度の批判並に獨裁政治

或は議會の行動が法律的結果を來す爲めに他の機關の同意を経るを要件と爲す如きものである。此第一種の方法を制肘と名づけ第二種を均勢と名づけられ、米國は均勢方法發達し、英佛の唯一の制肘方法は第二院にあると述べてゐる。尙ほ議會の燥急的行動に對する豫防策としては

- イ 議會の行動に關する準則を憲法中に規定する事。
- ロ 特定の事項を議會の權限に委せず人民の直接行動に留保すること。
- ハ 立法部の議決に對する拒否權を行政部に與ふること。
- ニ 立法部の議決を更に人民の投票に付すること。

此の四種の外に第二院を設け前者の議決を更に審査して之を修正し或は否決し得せしむる制は廣く行はれてゐるが、人民は一般に自己に對して、保障を設くるを好まざる風潮ありて、多數者をして直に其意志を實行せしめて満足し多數横暴の弊を招けるもの尠からざるが、多數決の原則を認め然も少數者に對して十分なる發言權を確保し且つ人民に對しては反省の適當な機會を確保せん事に留意する國もある。

自己保障を好
ます

拒否權

第二院 上級者より來る舊危險は自由國に於ては去りつゝありて新危險に對して人民自ら警戒すべき時代なるも、人民をして自制して以て民選議院の權力を他院に分たしむるが如き事は尙ほ容易ならざるやうである。然し現存立法部の缺點及政黨又は階級の立法部に對する不當なる威力に關して更に經驗を積むに至らば第二院の供給し得べき保障を實現せしむる事があらう。但し此の如き保障の最も必要な時は恰も此の保障供給の最も困難なる時なる事は世人の不幸であるを結論してゐる。

人民の直接立法

人民全體が其直接行動によつて法制を制定し得るの方法は近時採用されたる所であつて、これ近代デモクラシーの特色中最も研究に値するものとして其理由を左の三點に歸してゐる。

- 一 此方法は古代希臘其他に行はれたる民會なる自由政治の最初の形式への復歸である。

最も研究に値
する事項

代議制度の批判並に獨裁政治

二 此の方法は大國に於て行はれ來たる代議制に對する不信任の證明である。

三 此方法は或國に於ては實驗上是認せられ、又或國に於ては熱心に主張せられ、且人民政治の將來の傾向を指示するやうである。

而して此方法の主張せらるゝ淵源は理論及實際の二方面にありし、前者としては人民主權の主義に立脚し代議士を單純代理人と爲すを以て満足せず人民自ら其全權力を行使すべきの唱道を擧げ、實際方面としては凡ての自由國多少存在し就中米國に於て其極に達した所の立法部に對する失望と不信任を擧げてゐる。更に人民の直接投票は兩院衝突の際に於ける問題の解決方法として効力を有し得べく現に濠洲及獨逸新憲法は之を實行し且つ那威、白耳義及英國等に於て此意義を以て其採用を主張する者がある。

二個の形式 人民直接立法は瑞西及米國の諸州に於て、二ヶの形式を有し、其一はレフエレンダムと名づけ立法部の可決したる憲法修正案及法律案を人民の投票に附して其の決定を爲すものであつて、此形式中に強制的

單純代理人

獨逸の新憲法

レフエレンダム

イニシアティブ

と選擇的との二種を含み前者は凡て法律は人民投票を経べき制にして後者は一定數の人民の要求ありたる時始めて該事項を人民投票に附するものである。第二の形式はイニシアティブと名け一定數の人民に憲法修正又は法律制定の提案權を認むるものである。尙ほ右兩法の實施成績として左の如く記してゐる。

イ 瑞西に於ては實際上の利用の度數割合に少く米國に於ては瑞西に比すれば一層多きも近年寧ろ減少した。

ロ 兩國共緊急の理由の下に立法部はレフエレンダムに附せざる權能を有し、インシエチーブに關しては人民は憲法修正の名義の下に如何なる事項をも提案する事を得る。

ハ 兩者共に投票者の有權者全數に對する率は立法部議員選舉の場合に於ける率よりも低く、米國にては平均率約六割で瑞西も略同様である。

ニ 人民を正しく投票させるためには提案並に時としては賛否の議論を附加したる印刷物を國費にて頒布し又賛否の双方の論者は新聞及集會を

投票率六割

代議制度の批判並に獨裁政治

利用して各其主張を宣傳する。

ホ 黨派心及黨派組織が投票に及ぼす影響は瑞西には少く、米國にはあれども選舉に比すれば僅少である。

端西は最適

へ 瑞西は無識と政治上の冷淡最も少きため兩法運用に最も適し、米國も十八州の概活困難なるが大體歐洲に劣らぬやうである。

ト 瑞西にては人民はレフエレンダムに満足し且つ承認若くは否認せられた法案の價值も相當に大である。米國は區々なるも大體レフエレンダムは兎も角良好にしてインシエチーブは缺點が多い。

階級的の諸政黨

ブライス卿は直接立法の可否に就て賛成論としては、小黨分立の場合に於て民意に反する議案可決の危険を避け、議員選舉よりも一層明白に民意を發表し且つ立法部と人民との接觸を保たしめ、民意に反する法の制定されざる事を保證し、且つ諸階級諸政黨等の對立抗爭關係を緩和し、人民は自ら制定せる法に服従義務の感情大なる故に法の威力大であり、全人民の意思表示は一事に對する最終決定であるから、之に關する爭議を靜止せし

む効果があること云つてゐる。

粗成法濫造

反對論 としては人民の直接投票は立法部の權威地位及責任觀念を減少せしめ低下せしめる。又普通人民の理解し難き事項にして議會の充分審議を凝したる事を更に人民の無學又は偏見の決定に委し、インシエチーブに關しては更に粗成法濫造の危険あり、且つ興奮せる一派又は傍若無人の一首領の利用する所となりて大變革を急速に無分別の間に行はんとするの危険がある。穩健なる瑞西人の之を避け來りたる例を以て他國に推論し一般に實施するは危険なりとなしてゐる。

最終の結論

ブライス卿の自説としてはレフエレンダムは瑞西に於ては結果良好、米國も不良には非ず、インシエチーブは瑞西にも必要なし、然し積極的弊害も伴はない。米國にては十分の準備なく且つ頻繁に使用し過ぎた、されど最終の結論を下すには其經驗の期間尙ほ短きに失すことしてゐる。

實施の要件 瑞西及米國に倣ひて該制を試みんと欲する國民は左記要件を熟慮する要がある。

代議制度の批判並に獨裁政治

國民の危難を
招く

- (一) 一國の面積及人口多大なれば費用は多額に上り結果は不満足であらう。
- (二) 人種又は宗教上の争激烈なる國では投票の結果は宗教別又は人種別に伴ひて獨立的熟慮の意見に依る投票が少い。
- (三) 社會的反目又は經濟的反目の諸階級互に對立して各自説を固執し抗争する時は人民投票は其國民の危難を招き得る。
- (四) 直接立法實施の價は政黨組織と黨派心の強弱とに依る事大である。政黨の影響少ければ人民は獨立の決定を表示する機會が多い。之を要するに直接立法は國小にして其人民は統一的にして智識に富み、感情に奔らず、政黨に支配されず、激烈なる黨派心を有せざる場合に於ては良結果を擧ぐる見込が多い。直接立法はデモクラシーの徑路上代議士選舉よりは一層進みたるものなれば其運用の成功はデモクラシーに適當なるを證明するものであるが單に瑞西が此の證明を與へたるのみで、然も瑞西の有する有利なる條件は他國の有せざる所であつて又有し得る希望乏しい

進歩的制度

所である。然し直接立法の明白なる一大價値は政治上に於ける實際教育機關たる點にあるとブライス卿は高唱してゐる。

政黨の長短 政黨内閣制は代議制度の實際の運用に通ぜざる理論家によりて非難せられた事が多い、即ち、行政機關に一政黨者のみを採用して一國の人材の利用を爲さざる事、虚偽と不誠實とを獎勵する事、黨争の地方的選舉にまで波及する事、官職を戦利品と同一視する事、黨派的利害より事物を判断して道德の標準を低下せしむる事等を擧げてゐるが、政黨を用ゐずして代議政を實行する事は未だ何人も案出し得ず、政黨は又混沌たる數多選舉人の間に秩序を齎す事、政黨の争は一種の教育と見得べき事、政黨存在せずば事實の一面のみを記載して選舉人を左右せんとする新聞の勢力の一層大なるべき事、政黨なくば行政府の地位は不確實及薄弱なるべき事、且つ議會に於ける政黨内の規律は黨員の利己心を制肘して腐敗を防禦する事等の長所を列擧してゐる。

少數政 立法部又は行政部に於て數年間經驗を有するものは何れも世界

代議制度の批判並に獨裁政治

地方的選舉に
波及

新聞の勢力

行政部の地位

大臣
領袖大統領候補者
決定權

が非常に少數の人々によつて支配せらるゝ事を感じずべしと述べ、英領印度の大國が少數高潔なる官吏階級に支配せられ、愛蘭統治に關し事實上實權を有したるは約十名に過ぎず、獨塊に於ける一九一四年の和戰の決定すらも七八人の掌中に存し、輿論と雖も概して少數の有力者によりて左右せられ、議院に於ける實權は常に少數者の掌中に集中せられ大臣中の六七名の有力者、在野黨領袖五六名及び議員の約一割のみ此の實權掌握者であつて、米國下院に於ては院務は極めて少數者に依りて支配せらるゝ事多年にして大統領候補者決定權も事實上政治家の小團體に歸し、二大政黨の如きも其黨員は數百萬人なるも實權は少數者にて労働組合の如きさへ少數の代表者が權力と尊崇を持つてゐる状態である。

以上の原因として見るべきは

イ 組織は凡て目的を達するに必要であつて、政府の職務益々複雑に赴く所の大國では分業、協力、指揮の集中は能率を高めるため一層必要なる。

人民の生活上
重きを置く點
の順序

ロ 人民の大多數は普通に公共事業に冷淡にして最重要なる事の外は凡て之を少數者の處理に一任して顧みず、普通人民が生活上重きを置く順序は第一生活資料を得る職業、第二家庭及び交友、第三現今に於ては單に或國に於て宗教、第四には娛樂及趣味、第五社會に對する義務である。

ハ 公共問題に對し興味を感じる少數者中にも怠惰又は知識不充分にて政治問題の研究をなさざるものあり、此に於てか思考する者、思想を行爲に實現せんと欲する者等が指導者たるは止むを得ず。

ニ 天賦の能力の不平。

等であつて此の如く多數人民が其權力を少數の首領等に捧ぐる事は平等の原則に反するも、首領等は事實上の必要によりて之を正當視してゐると述べてゐる。

全體の作用 デモクラシー全體の作用としては個人の自由を確保し公共の秩序を維持し、行政は他政體と同様の程度の能率を示し、立法は他政體よりも一層貧民階級の福利増進に向ひ、變心的又は忘恩的ならず愛國心又

代議制度の批判並に獨裁政治

平等の原則に
反す

は勇氣を薄弱ならしめざるも屢々濫費に陥り且つ普通に不經濟であり、各國に於て一般的の満足を齎らさず、國際關係の改善、及平和の保障上大なる進歩なくして、階級利己心は減退せず博愛人道主義は獎勵せられず、人種的偏見は緩和されず、又腐敗及富の及ぼす政治的惡影響を絶滅せず、革命の危險を撤去せず、最正直にして且つ有能なる人士をして充分に國務に参加せしむるに至らざる等の弱點を有してゐるが全體を通觀せば一人政又は一階級政に比し實際上一層良結果を示してゐるとなしてゐる。

有能者を得ず

現在の傾向 尙ほデモクラシーの現在の傾向を擧げて

一 衆民政は益々普及しつゝあり、最近十五年間に世界の衆民政の數は二倍した。

二 代議制に關しては衰微の兆候を示してゐる。名聲と權威とは民選議院に缺くべからざる要件なるに拘はらず此兩者は殆んど凡ての國に於て減退してきた。議會を去れる權力の歸着點は内閣又は大統領等であつて要するに民心は議會よりは寧ろ一人若くは一人の統率する少數者に信賴

權力の歸着點

するの傾向を有してゐる。

三 瑞西及米國の諸州に於ては人民は直接立法の方法によりて議會以上の權力を掌握した。他方政府の行政權擴張は改革論者の常に唱道する所なるも未だ其實行を見ない。

官吏増加

四 政府の活動範圍の膨脹は官吏の數を増加せしめ、一種の官僚を成長せしめて、衆民政の性質に影響を及ぼした。此趨勢は人民又は代議士の官吏に對する有効なる監督を困難ならしめ且官吏の勢力を増加した。

五 人口の都市就中大都市に集中するに因つて生ずる種々の困難殊に不秩序に對しては衆民政は從來之を避け得たる信用を博し得るであらう。

而して近來二箇の新事實はれデモクラシーを威嚇しつゝありとて、勞働問題を擧げ、佛米濠三國に於ける勞働總同盟及び英國の三角同盟(採鑛、鐵道并に運輸の三業に従事する勞働者の提携を稱す)の如きは非常に多數の人員を包含して市民としての投票權の外尙ほ同盟罷工によりて商工業を停止せしむる權力を握り、一方物質的狀態の平等を實現せん爲めに資本家の

勞働組合の擡頭

代議制度の批判並に獨裁政治

労働者の憤慨

絶滅を期する學說の出現を見た。此説は由來經濟上に立脚するも其結果は政治上に及ぶものであつて、此思想は平等に對する熱愛と労働の結果分配を不公平となすの感情との産物である。然も現代の富者は前代に比し労働者の要求を一層大なる同情を以て迎ふに關らず労働者の憤慨甚しきは前代の富者が労働者を虐待したる結果であつて、此等の新たなる脅威はデモクラシーの結果には非ず、唯衆民政は其發生を豫防する事能はざりしものであり、車輪は全然一周轉を爲せり、衆民政の建設に要せられた腕力は今や之を破壊せんがために使用せらるゝに至つたと説いてゐる。

消極的弊害 尙ほ又左の三ヶの事實も消極的にデモクラシーの發展を阻碍してゐる。

國防上

第一 侵略慾又は國防上の必要よりして人民は其國の獨立及武的優勝のために自己等の自由を犠牲となすも行政部の權力集中を欲する事。

黨争

第二 國家の黨派的争闘激烈にして一黨は他黨を壓服せんがために數多民權の拋棄をも歡迎する事。

冷淡

第三 教育少き者は政治に冷淡となり得るのみならず有識者も亦政治以外の諸事に没頭して國務は之を有能なる官僚に一任する風がある。

三様の獨裁政治觀

ムツソリニ

ムツソリニは反ボルシェヴィキであつて、愛國主義を鼓吹する。彼は曰く
 フアシズムの礎石は愛國主義である。即ち我等は伊太利人であることを誇とする。……共産主義は人間が數として勘定されることに於てのみ可能である。それは各人が個人として取扱はれ、且個性を多分にもつてゐるところのイタリーに於ては不可能である。しかして今日ロシアにボルシェヴィキは存在してゐるか。否それはもはや存在してはゐない。ロシアはもはや工場委員會はない。そこには唯工場獨裁官等が残つてゐるだけである。

八時間労働制は十二時間のそれによつて代られた。平等の賃銀制も亦

人間が數として勘定される

平等の賃銀制を廢止

獨裁政治

廢されて、三十五級から成る技能本位の賃銀制が立てられた。ロシアには自由さへもない。しからばロシアには無産者の獨裁政治が存するか。社會主義者等の獨裁政治が存在するか。否斯の如きものはない。ロシアに存在する獨裁政治は労働者のそれではない。それは共産黨に屬する極めて少數な有識者等の獨裁政治に過ぎない。數人より成る此の獨裁政治はボルシェヴィキの獨裁政治と稱ばれるところのものである。我等は斯の如きものをイタリーに欲しない。

と云つてゐる。然らばムツソリニの行政部獨裁主義とは如何なるものであるか。彼は「諸外國の責任ある權力者に向つて我等は次の如く言ひたい。若し諸君が生存を續けたいならば諸君は饒舌の議會制度を廢止しなければならぬ。諸君は權力を行政部に與へなければならぬ。若し諸君が生存を續けたいならば、諸君は今世紀の重大問題、即ち資本と労働との關係に直面しなければならぬ。我等は資本と労働とを共同目的の前に―伊太利民族の繁榮と偉大との前に―平等に置く事によつて、これが解決を成就

饒舌な議會制度を廢止

したのである。」とファシスト七週年祝賀會上に於て演説した。

然し彼は議會を全然廢止しようと云ふのではない。彼は饒舌の議會を必要とは思つてゐないけれども、それが行政の邪魔にならない限り、存置せしめてもよいと考へる。これに就て彼は言ふ。

議會は民衆の玩具

我等は民衆の玩具―議會を―取去らうとは欲しない。我等は議會を「玩具」と呼ぶ。何となれば民衆の大部分は議會をさう云ふ風に考へてゐるからである。一千萬の有権者等の中で六百萬人が選舉に於て棄權するのはこの事實を證明するものではないか。けれどもそれに拘はらず、もし我等が民衆の手から我等の玩具を取去つたとするならば、彼等は恐らく悲しむであらう。しかし我等は決してそれを取去らないつもりである。

ファシズムは一部の人々から暴力的保守主義であると批難されてゐるが、ムツソリニは保守主義ではないと言ひ、彼は「我等は彼の頑冥な傳統主義者ではない。予は労働者等による工場管理や彼等の共同的經營を認める。予が彼等に註文するのは、彼等が明確な良心と、専門的技術とをもち且つ生産

生産の増加を
圖れ

の増加を圖らなければならぬと云ふことである。もしこの事が雇主によつてなく、労働組合によつて保障されるならば予は労働組合が雇主等に代つて、工場を經營する権利をもつてゐると言ふに躊躇しない。」と述べてゐる。

暴力は時には
道徳的

暴力の行使に就ては彼は肯定的立場に立つて、暴力は不道徳ではない。それは時には道徳的である、我等はあの短期間に説教や宣傳を四十八ヶ年行つても尙ほ得る事の出来ない結果を獲得したのであると言つてゐる。尙ほムツソリニはファシズムの資本的獨裁主義であると云ふ一部の批難に對し、

國家は一黨派を代表しない。超階級的である。國家は全體としての國民を代表する。それは總てを含み、總てのものゝ上に超越する。それは總てのものを保護するのである。

と云ひ又行政部獨裁主義のプログラムは何であるかとの問に對し「今日イタリーの救済のために必要なものはプログラムではなく、人物と意志の力

行政部獨裁

三様の獨裁政治觀

とである。我等の採らうとする國策は能率的經濟、仕事及び訓練である」と述べ更に「予はイタリー國民をして強力なもの、繁榮するもの、偉大なもの自由なものとしたいと願つてゐる。そのためには一日十六時間働いても或は命を失つてもよい」と國家及民族の使命を高調する。

ムツソリニは曾て新聞記者であり社會主義者であつて、彼は人間の心理をよく擱んでゐる人であると言はれ、彼は煽動に巧であり、且實行家であるこの點ではレーニンと好一對である。

緊急の諸問題を眼前に控へた社會に於て、議會が形式的論理に囚はれてゐたり。議論倒れになつてゐたりする場合には、民衆の間には自ら議會無能、議會不信賴の聲が起るのは避け難いもの、やうである。議會の不活動によつて困るのは、多數の民衆それ自身である。そこで彼等は、この國難を有効に除去してくれる人があれば誰でも宜しい、その人に頼る事となる。彼等は政治形式の如何を問はなく。彼等は速かに彼等の困難を救つてくれる人を支持し自ら進んで服従するやうになるのである。行政部獨裁政

彼の經歷

議會無能

議會不信賴

治の強味は實に此點に存する。

今日の行政部獨裁政治は大體に於て議會が戰後經營に於て無力であつた爲めに招來せられた。従つてそれは非常事實に應ぜんがための活動的的制度であり、困難解決に對する一時的制度である。それらの諸困難が或る程度の解決を見て、社會内が平和になれば一たび追のけられた議會政治は再び擡頭して「合議」に依る政治が「獨斷」による政治を凌駕するに至るであらう。言葉を換へて言へば、デモクラシーの議會政治は再び世界に於ける中心的政治形式を構成するにいたるであらうと云はれてゐる。

レーニン

レーニンの「國家と革命」は一九一七年八月に書かれたものである。彼は此書に於て、議會政治を批難し、プロレタリアの獨裁政治を以て過渡時代の政治形式として必要且避け難いものであると主張してゐる。彼は

數年間に一度づつ、支配者階級のどの部分が、議會を通じて民衆を抑

獨裁政治流行の原因

過渡時代の政治形式

鶴舌の場所

壓すべきであるかを決定すること——これが中産階級議會主義の本質である。……しかしながらかかる議會主義から遁れる道は、もちろん代議制度や選舉制度を廢止することに於て見出されるものではない。それは代議制度をして、單なる「饒舌の場所」から「仕事の場所」に變化せしめることに於て見出される。代議政治の國に於ては、國家の實際の仕事は黒幕によつて決定せられ、諸行政廳によつて執行される。而して議會自身は一般民衆を欺瞞するといふ特別の目的のために饒舌することを本務としてゐる。……

資本主義社會に於て我等はデモクラシーの政治形式を見出すが、しかしこのデモクラシーは、つねに資本家的搾取の狭い體制によつて束縛されてゐる。それ故にそれは、事實に於て、つねに少數者のみの爲めのデモクラシーである。換言すれば、それは有産階級—富者階級—のためのデモクラシーである。資本主義社會に於ける「自由」は古代ギリシヤ諸共和國に於けるそれと同じく、奴隸所有者の爲めの自由である。

少數のみのデモクラシー

資本主義的

近代の賃銀労働者等は、資本家的搾取の諸條件のために悲惨な生活状態に置かれてゐるから、デモクラシーにかまつてゐられない。彼等は政治に對して時をもたない。それ故に平時に於ては人口の大多數は政治生活に參與することを阻止されてゐる。かかる資本主義的デモクラシーが圓滑に發展して一層大なるデモクラシーへ進むことはあり得ない。しかるに自由主義の教授達や下層中産階級の日和見主義者等はそれを信ぜよと我等に説きつけてゐる。けれども搾取的資本家等の抗拒を打破し得るものは、ひもりプロレタリア獨裁あるのみであるからである。

欺瞞的制度

と述べてゐる。斯くしてレーニンは今日の議會を欺瞞的制度として反對し無産者の獨裁を説いたが、しかし無産者の獨裁は單に過渡期に於ける政治形式に過ぎないと言つてゐる。然らば過渡期は何時まで續くか。レーニンはこれに就て明答を與へてゐない。

カウツキー

三様の獨裁政治觀

民主政治か獨
裁政治か

マルクス及ケンゲルスの學説を繼承せる
獨逸の社會主義者にして且つ歐洲に於ける社會主義文學の權威たるカー
ル・ヨハン・カウツキー氏は歐洲戰爭後「民主政治か獨裁政治か」と云ふ書
を著して、レーニンの「國家と革命論」の所説を否認し、獨裁政治がデモク
ラシーの本旨に反し寧ろ其の發達を阻碍するものとして完膚なきまでに之
を論駁してゐる。彼は曰く、

國情を顧慮せず

民主的政治と獨裁政治との對照は露西亞の革命に於て實に重要な意義を
有するに至つた。露西亞の社會黨は最初からして、社會革命黨とマルクス黨
との兩派に分離されてゐた。社會革命黨は彼等の本領として露國の農民を
代表し、西歐諸國との對照上革命的原動力となつてゐるのだから、社會主
義的無産階級と歩調を同うして進行し得たのである。

マルクス黨

這の社會革命黨に反對して蹶起したのが所謂露西亞マルクス黨である。

これは露西亞の工業に従事する無産階級を代表してゐる。該マルクス黨中
にも亦メンシエヴィキとボルシエヴィキの兩黨派に岐れてゐた。メンシエ
ヴィキ黨は歐洲全體に於ける社會黨の革命に非ずんば、主として露國內に
於ける經濟的狀態の下に可能性を有する中産階級の革命を理想とし、而し
て彼のボルシエヴィキ黨は平素常に意志并に威力の全能を信じ、露西亞即
ち同國の未開狀態を寸毫も顧慮する事なくして、一意自己の社會主義的方
針の上に革命を形成したのである。

階級獨裁の危険

斯くして彼等は露西亞國民の上に獨裁政治を行ふに至つたが、獨裁政治
が、總ての反對者の選舉權、褫奪、選舉、出版の自由及各反對階級組織の
一時的廢止の思想を農民の間に昵づますことより露西亞の無産階級に對し
て、より多大の危険はないのである。何となれば獨裁政治は労働階級の利
益に最も適合する政府の形式であるからである。如此して都市の労働者と

選舉及出版の
自由

三様の獨裁政治觀

都市労働者

露西亞農民の絶大なる民衆との間に、衝突が惹起さる、場合には都市の労働者は如何に成行くであらうか。且つ又都市労働者に依りて承認されたる獨裁的執政官は如何に成行くであらうか。

而して又労働階級の獨裁政治が瓦解した際に於て労働者は如何なる状態に成行くであらうか。一黨派の獨裁政治に代ふるに他黨派の獨裁政治を以て交替せしむることは夫れ自身の壊滅と看做さざるを得ない。獨裁政治は公平なると否かを問はず、凡ゆる手段を盡して獲得せし政權を維持すべく其黨派を激勵してゐる。何となれば其没落は宗全なる瓦解を意味するからである。

民主政治が最後の勝利

民主政治である場合には之と全く其狀況を異にする。民主政治は即ち多數者の統治を意味すると同時に少數者の保護をも意味する。何となれば、それは各人に對して如何なる階級又は黨派に屬するを問はず、總ての政治的

少數者の保護

無産階級

權利も民衆各自に附與することを意味するからである。何れの國の無産階級と雖も民主政治には最大の興味を有せざるは無い。無産階級が多數者を代表する國に在りては、民主政治は其の階級の統治に對する機關となるであらう。

之に反して無産階級が少數者たる國に於ては民主政治は自己を擁護する上に於て最も適當なる闘場を構成するのであつて、讓歩的に勝を制することが出來て、局面の展開に資する無産階級が若しも少數黨であつて、他の階級と同盟して勢力の一時的聯合に依りて政權を把握する場合には、それは乃ち甚しき短見的現實の政治である。即ち民主政治と反對的地位にある少數者の權利の廢止に依りて自己の地位を永續せしめんに努力する一般的權宜の政治である。それは鞏固なる地歩を獨り維持し得たる根據が此局面の經過後更に進歩したる事業と擴大せる闘争との爲めに終に破壊されるに至るであらう。獨裁政治は露西亞民衆に於ける民主政治的自覺を窒息せしむる事に成功せざると共に、内亂の有ゆる錯誤と混亂との後に民主政

勢力の一時的聯合

露西亞民衆

三様の獨裁政治觀

治が最後の凱歌を奏するの一事である。露西亞の無産階級の將來は獨裁政治に非ずして民主政治にあるとカウツキーは論じてゐる。

政治の産業化と議會の分化

ウェツプの政治議會と社會議會

英國フエビアン社會主義(漸進穩和社會主義)の主唱者であり労働黨の首領であるシドニー・ウェツプは有名なる英國憲法改造論を著して卓抜なる經綸を世に發表した。彼の唱へる政治議會と社會議會併設の議論は世界に於ける將來の政治組織の具體的方法を示すものとして一般に甚大の注意を拂はれてゐる。

ウェツプは皇室を存し上院を廢し、下院を分斷して二個の國會を組織し、而して全體を立憲的に改造せんことを主張してゐる。それには先づ第一に純然たる政治的行政と社會的及び産業的行政とを分離し國家の全機關を二重に組織する必要がある。即ち人間の政治と事物の政治とを差別しなければならぬ。

公議輿論の實現

國防外交及び司法に關する從來の政治問題は、之を政治議會に於て解決し、而して産業經營及び社會奉仕の政務は之を舉げて社會議會に一任しやうといふのである。將來の社會主義的公共團體は一個の國會を有するのでなく、二つの國民議會を構成しなければならぬ。斯く議會を二様に分立さする譯は、凡ての問題に就て眞實國民の公議輿論を實現せんが爲である。即ち消費者としての公論、生産者としての公論又は市民としての公論を發揮せんがためである。

此の二個の議會は各々自己特有の管轄範圍を有し、各範圍の中に在つては同等であり、獨立であらねばならない。固より二者の間には相互的關係があるに相違ないが、一方を上とか下とか、第一とか第二とか云ふべきものでない。一は純然たる從來の政治及刑法を管理し、一は經濟上及び社會上の諸問題を取扱ふことになる。斯くして議會及内閣を忙殺し其活動を無効ならしめつゝ、ある事務の堆積、澁滯、混亂、紛糾を解除救済することになる。

事務の紛糾を解除

政治議會の組織

政治議會の大

政治議會に屬する事は第一外交、第二國防、第三英國としては殖民地及屬領の統治、第四内部の治安に關する事項等である。故に政治議會には内閣總理大臣の外に外務大臣、殖民地及屬領に關する一人若くは一人以上の大臣、國防に關する大臣及び司法に關する大臣を要するであらう。マルクスが青年の時又ベンサム及びマンチエスター學派が知り得て居つた國家の機能は全部こゝに集注さるる。

斯く政治の範圍を限定する以上内閣の責任を明白にし、又議會が選舉區民の意見を代表することも確實なる譯である。何故なれば此の範圍に於て、その範圍に適應した選舉區を構成するならば選舉區民がその公議輿論を發揮することも比較的容易なるからである。而して外交と云ひ、國防と云ひ、司法と云ひ又殖民地及屬領の問題と云ひ何れも互に聯結し密接の關係を有つてゐるから内閣員が政治議會に對して聯帶責任を負ふことは實際不可能の事でないから、政治議會の行政部たる内閣は依然共同聯帶の

聯帶責任が容易となる

政治の産業化と議會の分化

責任内閣たることを有効に爲し得るであらう。

今日では聯帶責任といふことが却つて責任を不問に附せしむる動機となつて責任内閣といふことが殆んど無意義になるのである。是れ一つは政黨内閣の通弊によるのことは政府の任務が餘り複雑で到底聯帶責任を不可能ならしむるからである。若し一省長官若くは一國務大臣の責任を明白にしようとするれば其結果累を内閣全體に及ぼすから内閣の倒壊を欲せざる以上先づ局部の責任を不問に附し、往々國民の利益を損害すること甚だしいことがある。政治議會と社會議會とを獨立に組織するときは全然此の弊害を除去することが出来る。

偕て政治議會の選舉區は固より普通選舉にして一定の土地に住居する凡ての成年男女から成立せなければならぬ。又其の代表は人口に比例した公平なものでなければならぬ。此の政治議會に提出さるる問題は消費者たる生産者たるを問はず、すべての市民に關するから其問題を決するものは單に消費者の利益でもなければ、單に生産者としての利益でもなく、

責任内閣には殆ど無意義

局部の責任

政治議會の選舉區

市民全體の利益である

正しく市民としての全體の利益でなければならぬ。若し意見が分るとしても此の標準から割り出され又た比例投票法に依るならば自然公平なる輿論を實現することになるであらう。

社會議會の組織

又社會議會の目的は第一現代社會の精神的及び物質的環境を改善し凡ての市民をしてその希望する生活及び文化を享受せしむること、第二には將來の社會のために最善の設備を爲すことである。故に社會議會は國民のあらゆる經濟的又社會的活動に要する國民的經營を爲さなければならぬ。然もその事項たるや甚だ夥多にして且つ複雑であるから到底一内閣の統轄し得べきものでない。ゆゑに社會議會に於て各種の特別委員を常設し、之を以て社會議會の行政部たらしむる外はない。社會議會が管轄する業務の種類を列擧するならば

- 一、經濟的資源の管轄
- 二、産業經營の管轄

政治の産業化と議會の分化

經濟的及社會的經營

特別委員

三、公共奉仕の經營

イ、衛生、教育及び救済

ロ、運輸交通

ハ、科學研究の組織

ニ、文藝、音樂、演劇、娛樂、宗教

四、貨幣制度、物價調節、剩餘價値の公平なる分配

五、歳入歳出の均衡を得るための徴税

等が其の要目であらう。何れにしても財政を掌る一省は國民的行政の最も重要な部分の一たるに相違ない。そこで社會議會には聯帶責任を有する内閣を置くには及ばぬ。各種の常設委員が必要なる行政機關である。各委員には委員長があつて之を監督すれば可い。然も種々の委員が相互に自他の政策に同意を表して責任を聯帶にする必要はない。ロンドン市會及び市行政に準據するを可とするのである。常設委員としては先づ左の如きものが必要であらう。

常設委員が行
政機關

一、財政委員 二、衛生委員 三、教育委員 四、運輸交通委員

五、鑛山委員 六、農商工業委員 七、經濟及社會事項調査委員

八、全般目的委員

兩議會の權限

社會議會の目的は政治議會と同じく市民全體の利益を保護し、若くは發達せしめんとするにあるから、何れの場合に於ても單に特殊職業者の利益を目標とすべきでない。故に其選舉區も政治議會と同じく普通選舉、比例投票に依るべきであらう。唯政治議會と異なる所は此の選舉區に於ける輿論は個人的の差異に依るよりも、多く地方的利益の差異に依るであらう。故に其選舉區は人口平等に近く而して住居の基礎に立たなければならぬ。

議員の任期には一定の期限を置くべきであるが、此の議會に對して責任を負ふ各委員は聯帶責任でないから豫め特定の場合若くは過半数の要求に依る外議會解散を必要としない。兩議會の目的は共に全國的であるから同一の選舉區民に基づき又た同數の議員から成り立つを可とするであらう。

特殊職業者の
利益

議員の任期

政治の産業化と議會の分化

兩議會の權能

併し乍ら選舉區は必ずしも同一の地方區劃を用ゆるには及ばない。又た任期や投票の方法を同じくする必要もない。兩議會の權能は平等同權でなければならぬ。即ち共に獨立對等の立法權及び行政權を有し、各々自己の管轄範圍に於ては最高權者でなければならぬ。

權限の爭議に
は高等法院

兩議會の通過した條例は全國に於て法律の効力を有するものである。若し兩者の間に權限の爭議を生じた場合には現今米合衆國に於けるが如く高等法院の判決に依ることを必要とすることであらう。兩議會は獨立であるけれども互に交渉を要する事多々あるであらう。此の場合には聯合委員若しくは交渉會議の方法を要するであらう。政治議會が國防、外交、通商、移民、歸化等の問題に關して通過する法律は勢ひ社會議會及び其行政委員に關係を有すること勿論であらう。

豫算議決權

就中重要なことは財政に關する問題である。凡そ國稅を決定して之を徵收することは社會議會の任務に屬するから政治議會は豫算を作成し之を社會議會に提出しなければならぬ。社會議會は政治議會の豫算總額に對し贊

レフエレンダ
ムに依る

否を表するも一々その細目を議するには及ばない。萬一兩議會の商議に依り總額に就て意見一致しないならば、兩院合同會議を開き多數に依つて決定することが出来る。憲法改正の場合にも此の方法に依ることが出来る。或は此の場合にはレフエレンダムの方法に依り直接に選舉區民の票決に依ることもでき又同時に兩議會を解散して選舉區民の輿論に訴ふることも出来る。

系統的分掌

此くの如く二個の國民議會を組織すれば現今の二院制よりも有効な新しい二院制ができる。或は財政の權を有する方が權力偏重になることもあるであらうが、それは凡ての二院制に於て免れ難き點である。それを絶對に除かうとすれば一局議院にするの外はない。是は今日の二院制以上弊害あることは實驗の示す所である。ウエツプ案の兩議會は何れも自己管轄の範圍に於て最高權を有するけれども、その權能は無制限でないから或場合權力が一方に偏重になつても人民の自由權利を脅威すること、絶對無制限の

二院制以上の
弊害

政治の産業化と議會の分化

系統的に分掌す

一院制若くは二院制にまさること萬々である。何れにしても純然たる政治上の事項(國防外交治安警察司法等)は聯關して一系統をなすものである。

又經濟的及社會的特質を有する事項も別に一系統をなすものである。教育、衛生、住宅、水道、運輸、交通、工業、農業、植林等即ちそれである。但し前者は聯帶責任内閣制を要するけれども後者は互に聯關しても其責任は各部署委員長及び其委員だけに止めなければならぬ。運輸交通委員が必ずしも教育委員と進退を共にするにも及ばない。然し前者と後者を混同するは不可である。之を二個に分斷することの便宜又必要は目下議會及び内閣が複雑なる内治外交の事務輻輳し、堆積し、澁滯して其の責任に堪へないことで明白である。

地方議會との關係

そこで議會に於ける過重の事務を輕減するためにスコットランドに一の地方議會、イングランドに二個の地方議會を設け、今の議會から立法權を割いて責任を分擔せしむる考案も出た譯である。然るに今日問題は多く全

地方議會

内閣無責任となりし原因

國적であつて地方的でないから斯る責任轉嫁策は効果がなからう。元來議會及内閣が今日無責任となつた譯は單に事務の多い爲許りでなく、性質の全然違つた事項を同じ議會及内閣に依つて處理せんとするからである。前述の如く二系統に屬する事項は別個の議會及行政部に依つて處理しなければならぬ。

地方政治を改造

又兩議會の決定した事項は多く地方政府に依つて施行さるゝから大に地方政治を改造しなければならぬ。消費者組合及び生産者の組合に屬する者も同一地方に住し共通の利害を有し、共通の輿を論動かざるれば自然地方的公論を發生するであらう。地方政府にも十分なる自治の權能を與へなければならぬ。但し社會議會及政治議會は全國地方自治團に對して監視を怠つてならぬ事が二つある。財政及經濟の大權は社會議會にあるから地方政府の徵收し得る租税は、社會議會が許可した範圍内に限らるゝのである。自由に新税を課し、若くは個人の財産を收用するは越權に屬する事になる。又人民の自由及び權利を確定するには政治議會の大權に屬するから地

租税の徵收

政治の産業化と議會の分化

方政府は新に犯罪の規則を設け人民の生命及自由を束縛してはならない。

要するに全國に二個の國會を設け之に適當な選舉區を定め、投票を自由にするときは全國の輿論も始めて明瞭且つ正確に實現することになるであらう。而して政府及び議會は不偏不黨の位置に立ち公平なる立法、行政及び司法の實を擧げ眞に人民の政治、人民に由る政治、人民のための政治即ちデモクラシーの政治を爲すに至るであらう。

不偏不黨の位置に立つ

コールの新代議制

コールの意見は社會を各種の獨立自治體となし而して全體を調節和合せしめ社會そのものを、特殊の意味に於ける聯邦組織となさうとするのである。前世紀に於ける立憲政治、責任内閣、代議制度、普通選舉等は學說として制度として既に行詰つたものになつてゐる。之に依つて現代の社會問題や國際問題を解決せんことは萬々望みなきこと、し彼獨特の天才的な見解を以て新代議制を唱へてゐる。彼は曰く、

行詰まれる立憲政治

個性は社會を超越する

個性的人間の本質は其個性的にしてそれが如何なるものにも吸収され能はない所にある。公共團體の一員たることは娛樂會若くは救貧協會の一員たると同じく毫も人間の個性を減殺するものでない。若し公共團體に人格めりと主張するならば其主張は其成員たる各人個性と兩立する意味に於てのみ主張されるものである。人は社會に屬し又た國家に屬するけれども其の個性はそれで盡きるものでない、人はあらゆる社會に屬し猶ほそれに超越する可能性をもつてゐる。各人は意識及び道理の中心である、自決の力を有する意思である究竟の實在である。此の如き一人が如何にして多數の個人を代表する位置に立つことが出來やうか。一人が自身であり乍ら如何にして同時に他の數人になり得ることができやう。假定的理論の上に社會組織の基礎を置く事は危険なる試験である。

と論斷し現今の代議制度の不合理なることを喝破し、斯くてコールは人格代表の可能を否定し之に代ゆるに機能代表の原則を以てせんことを主張するのである。彼に従へば協同團體は特定なものであり機能的なものであつ

人格代表から機能代表へ

て眞實の意義に於て人格であり得ない。故に何人も他人を代表することはできない、又た何人の意志も他人の意志の代理者若くは代表者として取扱はれ得るものでないと云ひ更に論旨を進めて、

人は生活の必要上或る點まで専門の業務を選び機能的作用をなす必要があり又た可能性があるけれども人は決して器械でないから一の機能若くは數多の機能をなすことに限らるゝものでない、猶ほそれに超越し得る可能性をもつてゐる。即ち人格は機能でないが種々なる機能の中より時と處とに依つて其何れかを選び、又た各機能を調和してそれと其適當なる位置を保たするのである。人格はもろゝの機能を調和し時と場合とによつて其中の何れかを代表し得るものである。人格は代表されるものでないが機能は人格に依つて代表されるゝことが出来る。

又た國家及び他の團體にはそれと特定の目的があり、各機關に機能が備はつてゐるから何時にても之を代表することが出来る。之に反して人格は機能でなく機能に超越してゐるから決して代表されぬ。何人も他人

機能は人格に
依り代表さる

に自己の全意志を擧げて一任する譯にはいかない。然し特定の意ならば之を他人に代理せしめ若くは代表せしむることは不可能でない。代理の場合に於ては本人の特定なる意思は其の特定なるまゝ代人に依つて實現さるる譯である。又代表の場合に於ては本人の特定なる目的に限り代人が自由意思を以て判断し本人を代表することになるのである。國家と云ひ教會と云ひ會社と云ひ組合と云ひ、何れもその結合の目的が判然確定してゐる場合には代表といふ事は決して不合理でない。固より完全にはできないとしても無意義でなく有効なる意味に於て代表が可能である。併し乍ら今日の如く地方的選舉區を唯一の基礎として漫然、漠然議員を選舉し、而して之を人民の代表者と稱してゐるのは不合理の甚しきものである。代議士は何を代表するかを知つてゐない。今日の代議制度では代議士は無責任となり、代表は無意義になるのである。

と云ひ、尙ほ「代表者の選舉さるる目的が明白を缺ぎ漠然となるその程度に於て誤表に變化し而して協同の結果たる行爲の代表的性質は消滅する。

政治の産業化と議會の分化

今日の代議士
は無意義

代表に非ず誤
表なり

即ち今日公然萬能と稱する代表の團體——議會——及びそれに依頼すると假定されてゐる内閣に於て誤表の最悪なる状態が見らるのである。議會は凡ての事に於て凡ての市民を代表すると稱してゐる。それ故に議會は通例何事に於ても市民の誰をも代表してゐない。續々發生し來る事件を取扱ふには種々なる人々を要するのである。然るに全然此の事實を無視して議會は發生し來る凡ての事件を取り扱ふべく選まれてゐる。故に議會は時に腐敗に陥り易い。格別富の勢力に動かされ易い。而して何事も善くは出來ない。何故なれば或る特定なる事を善く爲すために選まれてゐないからである。それは議會現在の議員の過失ではない、彼等が混雜妄動するのは彼等が凡ての事を善く爲さうとし而してすべての目的に關して凡ての人を代表せんとする不可能の仕事を負はされてゐるからである。と如何にも公平明確な立論をなしてゐる。

二重組織の社會

そこでコールは現今の社會を二重組織となし一は純然たる政治的團體と

負擔が過重

ギルド議會

してその問題は政治議會に於て議し又た一は純然たる經濟的團體となし、その問題はギルド議會に於て解決する様にすれば各議會に提出さるる問題はそれ／＼各議會特殊の問題となり、代表者を選挙する場合に選挙人はその選挙する目的を知り又た被選挙人はその選挙さるる目的を知り、代議士は議會に於て善く選挙區民を代表し又た選挙區民は議會に於てよく代議士に代表さるることが出来るであらうと述べてゐる。

コールが最初の意見では政治議會は消費者としての市民を代表しギルド議會は生産者としての市民を代表すると云ふ解釋であつたが最近の意見では消費者としての市民は政治團體と獨立なものになすべしと修正してゐる。而してギルド議會は各産業を本位とし、選挙區の中心點は各工場若くは之に匹敵する場所にあるのである。此のコールの新代議制は將來ギルド組織が實現され各産業が自治自營に屬するやうになつた暁には必ずや具體化するであらう。

選挙區の中心
點は工場

クラツへの立法分権

立法にも地方
分権

分権といへばモンテスキューの立法、行政、司法三権の分立を基礎として従来は専ら行政上の分権、しかも地方分権と云ふ事に解せられ、而して立法権は行政に限らず、行政に伴つて立法にも必要なものとせられ、且つ地理上の區劃のみを單位とする譯にはいなくなりつゝある。例へば和蘭に於ては行政上の分権のみならず、立法上の分権も行はれ、國會、州會及び市町村會が各々立法権を有つてゐる。何れも國王の裁可を要するのである。が實際立法的分権制になつてゐる。併し堤防組合の事を除き、一切の立法が以上の三源泉から出て來る結果、國會も州會も市町村會も各々萬般の立法事務を掌どり、其立法事項の中には相互に何等の縁なきものが多い。中央議會も地方議會もその取扱ふ法律案の眞價を極めずに議決し得るのである。

地方議會

組合に立法権 彼等は社會生活の一小部分のみを知つてゐる丈である。

立法を組合に
委任

然るに彼等は其の知らざる社會生活の範圍に屬する事件にも斷定を下さなければならぬ。是れ今日議會が立法機關として効力を失ふに至つた重大理由である。その弊害を匡正せんとするには立法上の分権を一層有効のものとなさなければならぬ。それには第一、立法をその法律の關する社會状態によく通曉する人々の手に託せなければならぬ。第二には利益に依つて結合せる團體の專横を匡正する目的を以て其の團體を合法的組合となし其の内部に關する立法を其組合に委任しなければならぬ。

そもく立法は行政(又は司法)の根本であるから現代國家に於て最も重要なる機關は立法機關である。然るに現代社會の發達は其の生活事項が全世界に渉る様になつてきた。人民の政治思想は非常に發達し益々多數の人が參政権を得るやうになつたものゝ、立法機關は従前の儘であるから現代社會の必要に應ずる適當の立法をなすことが不可能となつた。即ち今日の立法機關は不適當な人々に立法の重任を負はし、又た不適當な利益の侵害に毎度乗ぜられ結局現代社會の要求に對應するには今日の制度では立法機

不適當な立法
機關

政治の産業化と議會の分化

關が不足する譯になつたのである。

自己制定の法律 立法上分権の必要なことは前述の理由で略ぼ明白である。特に社會問題が今日の如く危険状態となつたのは最も憂慮すべき事である。然るに今日國家が人民に組織團結をなす權利を與へた以上、人民が此の權利を用ひて各自の利益を擁護するのは當然の結果である。一市には資本家の團結又他方には労働者の組合があつて相對峙し平和の時代に絶えず内亂紛争の種子を蒔いた様になつた。而して其衝突の要素たる團結組織の權利は到底國會の權威を以てしても今更之を取消す譯にはいかない。併し乍ら唯だ労働者の組合をなす權利を承認したのみで丁度同盟罷業の權利を承認したやうなもので何の救済にもならない。

以上は資本家及び労働者の團體を適法の組合となし、彼等をして社會に對し、責任を負はしめ、彼等が争つてゐる事件を自己の裁判に依つて解決し、而して自己制定の法律に従つて、事業を經營せしむるの一途あるのみである。今日の労働條例は半生半熟の状態にあるので到底社會の不安を救

資本家と労働
團體

權利と責任

ふことはできない。此の不安を救ふには權利を附與すると同時に責任をも負擔せしむるやうにしなければならない。例へば水利に關する立法は全國共同の水利組合に委ね、教育、衛生、道路其他の事項に關する立法は夫れ々其の事務に適應する組合の責任に託するがよい。

多元的國家 労働局を設けて労働條例の施行を監視する場合には労働局自ら規則を設けるのが適當であり又た必要であらう。今や資本家及び労働者の對抗に依つて階級争鬭の世となり、其状態は恰も國際上に於ける戦争と同じく、平和は一時の休戦で結局強力に訴ふる外解決の道がない。これは到底從來の全國一議會、二院制度、地方的代表法、單純なる普通選挙で救はるゝものでない。現在立法機關は停滯してゐる。然かも社會は常に動いてゐる。人間の本能、利害の紛糾、感情の衝突一日も止むものでない。此の時勢の要求を充たす爲めには現行はれてゐる憲法制度の根本的改造が必要となつた。

此くの如くクラツベは從來の意義と違つた分権論を主張してゐる。故に

政治の産業化と議會の分化

憲法制度の根
本的改造

結局一元的國家の代りに多元的國家の現出を促がすのである。併し、彼れの議論は専ら現代國家の法理に關する事實とその傾向とを述べたまでで、いかに將來國家の新組織をなすべきかに就ては多く論及してゐない。

各國波瀾議會と選舉激戰記

労働黨の勝利(英吉利)

一九二三年十一月十三日英國下院に於てホキットレー議長は午後三時に十五分前議長席に就いた。此の日の議會は開かれ、故ボナー・ロー氏の追悼演説が行はれ、ポールドウキン、マクドナルト、アスクキス、ロイド・ジョーヂの諸氏は前首相の靈に對し手向の演説を捧げた。議會は日程に入りポールドウキン首相は起つて、

私は失業問題に對し深く考慮し或る決定的結論に到達した——反對黨諸君の演説からすれば既に以前に總選舉は行はるべきであつたらう。私は出来る丈早く議會の解散を皇帝に奏請することが私の義務であると思ふ。

續いて諸名士の演説があつた。十一月十五日此の日労働黨と自由黨とは

前首相への追
悼演説

不信任案の提出

戦陣を同うし不信任案を掲げて多数黨を基礎とせるポールドウキン内閣に肉迫した。労働黨首領マクドナルト氏は労働黨員喝采の裡に起つて不信任決議案を突きつけた。曰く

本院は失業の緊急に對する處置を怠れる現内閣を信任せず——資本家階級自身の利益を考慮する結果、生活費を昂騰せしめ反社會的トラスト及合同の組成を助長する關稅及帝國特惠の明示されざる計畫によつて選舉を争はんと欲し以て多数の國民を見捨てんとする現内閣の決定に對し反對するものなり。

こ述べ失業問題こそ來らんとする總選舉の題目とすべし、現内閣の保護政策は選舉區から多数の議員を失ふであらうと結び、首相之に反駁を試み次で自由黨のベンチから拍手に送られてロイド・ジョージ氏演壇に進み

此の三週間といふものは首相は選舉準備に没頭してゐた。首相は大政黨の首領であるが國家よりも自黨の問題を先にする、私は首相が今日よりも一層成功せられんことを望む。

ロイドジョージの皮肉

こやゆしたる後首相は英國及世界の最上の利害關係を無視してかゝつてゐるこ政府の關稅政策を痛烈に攻撃し、聽て不信任案の決はとられ二百八十五に對し百九十即ち九十五票の少數を以て否決せられ夜十一時半議會は散會したが翌十六日議會は解散せられ全英國は去年に引續き又復總選舉の舞臺が開かれた。

總選舉開戦

政府も在野二大政黨もいよ／＼選舉戦の中央に乗出した。十一月十七日ポールドウキン氏は、ダウニング街より選舉區及全國に向つて選舉宣言を發表した。失業問題を論じ、關稅改正を主張し、農業の助成、造船業の恢復を叫び最後に保守黨の見地よりしたる社會改善を唱道した。十一月十九日には倫敦クキーンズ・ホールの統一黨演說會に於て解散後最初の演說を試みた在野第一黨の労働黨は此の一戦に於て交替政府としての労働黨の地盤を固めんとする勢をもつて、十一月十七日「國民への訴へ」と題する宣言

關稅改正案

各國波瀾議會と選舉激戦記

を天下に示した。

無益なる努力の一年後保守黨政府は失業問題に關して其無能を表白し、其失敗を隠弊せんが爲めに關稅政策に就いての選舉を國民に探究せんとしてゐる。

ご頭から保守黨に挑戦してかゝるごころなか／＼勇ましい。首領ラムゼー！マクドナルト氏は十八日夜ノオザムトンに於て舌戦を開き十九日朝九時自動車に乗じて倫敦を去り、選舉區南ウエールスのアブラヴォンに向つた。午前十一時にはリーヂング午後六時にはグローチエスター、午後八時半にはプリストルに於て獅子吼した。選舉區までの自動車遊説の途更に六ヶ所に於て應援演説を試み、最後にアブラヴォンに入つた。グラツドストーン氏もロイド・ジョーヂ氏も車窓演説を試みた。汽車を廢し自動車によつて應援演説旅行を試みるごころ労働黨式である。

十一月十九日自由黨本部からはアスクキス、ロイド・ジョーヂ兩氏の共同署名になる合同宣言が公にせられた。合同後の宣言だけあつて他の政黨

自由貿易の旗印

のそれに比べて長文である。

海外に於ける和解、國內に於ける産業的改善を遂行せなければならぬ。これ一に國民生活再建造の最良基礎である自由貿易の擁護に歸す。

ご結び自由貿易の旗印をもつて進んだ。殊に保守黨政府の外交政策を攻撃し、政府は無能なりと叫んだ。アスクキス。ロイド・ジョーヂ二首領は全國に馳驅して遊説し、分立し黨勢不振なりし自由黨の復活的勝利を獲得せんとした。何れも神速の選舉戰、何と云つても七百餘年の憲政史によつて訓練されてゐる。

無競争當選者

十一月二十六日の推薦日は來た。五十名の候補者は無競争當選者となつた。此の日推薦された候補者は千三百六十三人であつて此候補者が残りの五百六十五の議席に對して當落を争ふごころなつた。各黨の被推薦候補者無競争當選者及び婦人候補者を黨派別にすると、

候補者

無競争

婦人

統一黨

五〇〇

三五

七

各國波瀾議會と選舉激戰記

労働黨	四二〇	三	一四
合同自由黨	四四三	一一	一二
其他		一	一
計	一、三六三	五〇	三四

投票日まで十日間、いよ／＼天下分目の選挙戦は白熱的狀態に入つてくる。例のスコットランド地方は物凄い争覇戦を演出した。同地方に於ける統一黨自由黨の演説會は労働黨員によつて一様に壞される。二十七日の夜ペーズレー其他の各地には「赤旗」の歌が天地を動かさんばかりに起つたと云ふ。

労働黨、自由黨が其選挙宣言に於て高調するところによれば、ポールドウキン内閣の保護關稅政策は物價の騰貴を來すのである。「高い物價」は選挙戦の宣傳語となつて兩黨から兩國に傳へられる。政府は政府で「小麥、麥粉、肉類の如き重要食料品には課稅せず」と負けず劣らず對抗してかゝる。一方保守黨側に於ては労働黨の「資産課稅論」は同黨の厄介物であるなど反

「高い物價」

間苦肉の宣傳を飛ばす。投票日の三日前のタイムス紙の豫測に依ると、統一黨二三四、労働黨一三九、自由黨一二六結局政府黨は六十名以上の多數を制するといふのである。

投票、開票、落選

其の日は來た、十二月六日の投票日は來た。ポールドウキン首領はダウニング街より全国選挙民に對し最後の訴を發した。

失業問題

失業に對する戦に於て其支持を私に與へられんことを全国の男女國民に望む。國民自身のため又次の時代のために私は之を訴ふ。

此の日の夜には早くも選挙結果の一部が公表される。即ち倫敦市の三十六外百六十である。投票日の倫敦は選挙ごこの變らぬ大賑ひであつた。トラファルガル・スクエア、オックスフォード街等市内目貫の場所へ選挙の結果をいち早く知らうとする市民は黒山のやうに集まる。午後九時四十五分第一報は來た。マンチエスターに於ける自由黨勝利の報告である。群衆は

群衆の熱中

熱中し初めた。けれども倫敦名物の濃霧は夜十時突如として市内を包み、霧の夜と群衆の視界を遮るのであつた。

十時には統一黨三十五、労働黨四、自由黨十三と出た。十一時には統一黨四十三、労働黨八、自由黨十八を示し労働大臣モンターギユ・パロー氏落選の報知がきた。夜半になるとラキチエスターで戦つてゐた自由黨の大立物ウキンストン・チャーチル氏敗れたりこの通知がきた。此の時は統一黨五十二、労働黨二十六、自由黨三十で労働黨は漸次増加する。六日の夜は明けた、翌七日には十三の開票未発表を除いて全部判明し大勢は決した。十二月二十一日の未開票區の選挙結果の発表を以て全部終了した、今前年の總選挙結果と對比し今回の當選者數を黨派別にすれば、

全部判明

	一九二三年	一九二二年
統一黨	二五九	三四七
労働黨	一九一	一四二
合同自由黨	一五五	一一七

其他

一〇

計

六一五

三すくみ

二十三年の選挙は結局保守黨の敗北に歸し、どれも單獨多數黨たる資格を有しない。三すくみの状態となつた。三政黨がどれ丈の投票數を得たかといふと統一黨五百三十五萬九千六百九十票、労働黨四百三十四萬八千三百七十九票、合同自由黨四百二十五萬五千七百七十三票である。

名士の當落

政界名士の當落ぶりを見るとポールドウケン首相がベードレーに於て一萬二千三百九十五票を得て當選せるを初め關係は大部分當選したが労働大臣がザルフオルトに於て労働黨候補のために破られ落選し、農務大臣サンダース氏も落選者となつた。労働黨ではマクドナルト氏がアバラヴォオルで三千五百十二票で當選し諸領袖も全部當選してゐる。殊にシドニー・ウエツプ氏の如きはシーハリに於て、一萬二千七百三十五票の多數を以て當選し、たゞヘンダーソン氏が自由黨候補のため落されたのみである。アスクキス氏はベーズレーにて千七百四十六票の多數にて労働黨候補を破つて出

で、ロイド・ジョージ氏はカアナヴァオルにて五千百七十六票にて當選したが同氏派の有力者は多く落選した。チャーチル、モント、ハッチンソン、マツカアドー氏等即ち之である。英國人が「モスコーの代議士」を尊稱した英國唯一の共産黨代議士ニユウボルト氏は今回は落選した。尙ほ新に當選した婦人代議士は八名であつた。

新議會開會

千九百二十四年一月に入ると八日には新議會が開かれた。六百十五名の新選議員はウエストミンスターに集まつた。此夜労働黨は選舉勝利の示威演說會を倫敦アルバート・ホールに於て催した。マクドナルト首領は出席して一場の演說を試みた。

我黨が政府を引受けるのは總選舉準備のために非ずして實際に仕事を爲さんがためである。労働黨が政權を獲得した場合、資本が國外に逸出したとすれば、それは或種の國説を流布して自ら爲にせん者の責任であつ

選舉勝利の示威演說會

て、我黨の關係せざるころである。労働黨が政權を握る場合は堂々たる態度を持って歐洲の有ゆる首都に残存する戦争の餘燼を踏切る。労働黨が政權を握れば英國をして露國政府を疎んずるが如き尊大愚劣の態度を維持せしむる事は絶対にしない。又英國と佛國とが互に缺點を指摘し合ひ、誤解し合ひ、焦燥の情態を續けることは兩國親善のため嘆はしく、且つ無價値の極言はなければならぬ。斯の如き情態を一掃し去り、競争並に武力を基礎とせず、敵意のなき人類として誤解を佛國、伊太利、露國、獨逸其他一切の國民との間に確立することは實に偉大なる事業と言ふべきである。

マクドナルト氏は既に總理大臣となつたやうな意氣である。労働黨の突撃は、保守黨政府の牙城に迫つてきた。一月十七日副首領クラインズ氏は政府不信任案の説明を試みた。政府の外交政策失敗を痛論し、自治領問題に言及し、歐洲に於ける市場の等閑に附すべからざるを力説し、最後に「労働黨は階級闘争を惹起する意志なき」旨を陳述した。其後四日、一月二十

既に首相の意氣組

一日夜自由黨と提携してマクドナルト軍は保守黨政府を斃した。

千九百二十四年一月二十二日、此の日は英國政治史上に特筆せらるべき日であつた。勞働黨出身のマクドナルト氏は皇帝の手に忠誠を誓ふ接吻をしながら遂に英帝國宰相の冠を戴いた。さるにても保守黨から勞働黨への政權移動、誠に光榮ある政權授受ではないか。

皇帝の手にキ
ツス

重大な上院改革 (英吉利)

アスキス内閣の提案せる有名なる一九〇九年度の大増稅案は多大の日數と討議會を経て兎も角一部の修正をなして下院を通過した。然し政府の對策の益々急進的に傾くや、自由黨内の貴族にすら次第に政府と相遠ざかるものを生じ、六月下旬ローズベリー卿は公開狀を新聞社に寄せて豫算を評し

ローズベリー
卿の公開狀

これ豫算に非ずして革命也、至天の社會的革命的革命也、余は敢て革命を不可なりと云ふに非ず、唯かゝる大問題が國民の賛否如何を問はずし

て決せらるゝは果して可なるや

この意を公にし更に自由黨を脱し自から組織せる自由同盟會長の地位を辭せる後九月十日エチンバラールに於て演説を試み、「政府が社會主義に媚ぶるは最も厭ふべし、これ關稅改革よりも遙に忌むべきの舉なり」と云ふた。

チエンバレン
氏の上院支持

次で二十二日バルフォア氏がバーミンガムに於て演説せるに際し、近年藥湯に親しみて政界に活躍し得ざるチエンバレン氏は書を寄せて、上院は豫算否決權を行使して下院の解散を促す可しと論じた。かくて統一黨の方略全く定まり十一月八日上院に廻附されて第一讀會を了りたる財政法案に對しランズタウン卿よりこの法案に對する國民の賛否如何を確めたる後にあらざれば上院は之に協賛する能はずこの動議を提出し、十一月三十日、七十五對三百五十の多數を以て之を可決した。茲に於てアスキス氏は翌月二日下院に於て上院の議決に對する抗議的決議を提出し百三十四票に對する三百四十九票の多數を以て之を成立せしめた。議會解散の任は直ちに上裁を経たが時恰もクリスマスに逼れるため一九一〇年一月十日議會を解散

議會解散

各國波瀾議會と選舉激戦記

して同十四日より總選舉を施行することゝなつた。即ち上下兩院の衝突の結果議會の解散となつたので實に第一回選舉法改正運動當時以來の大政變と云はねばならぬ。但し上院が財政法案否決の理由を民意の未だ明かに表示されざるに歸したのは流石に立憲國で官僚的上院でも迎も斯る意味の決議を見ることは出来ぬと云はれた。

上院否決權廢止案

一九一〇年一月の總選舉の結果はチェンバレンの期待を裏切つて多數を勝ち得ず、アスキス内閣は新議會に於て左の如き上院否決權廢止に關する決議案を議場大喧囂の内に百票餘の多數を以て夫々可決した。

一、上院は豫算に關する法案を修正し、若くば否決するを得ず、而して豫算に關する法案の果してその本旨を失はざるや否やを決するは議長の職權に屬す。

二、三會期引續きて庶民院の可決せる爾他の法案、三度上院によりて否

重大な三項

決せられたる時は、その協賛を俟たずして裁可さるべし。

三、議會の會期を五ヶ年とす。

上院の對抗決議案

茲に於て上院に於ても對抗決議案が可決され結局大政黨領袖の協議會を開始することゝなれるが不成功に終り、同年再度の下院解散を見るに至つた。十月の總選舉の結果、殆んど何等の變化を認めず依然として政府黨の優勢を示し翌十一年二月愈々上院改革案は法案となつて上程さるゝに至つた。

四月三日から全院委員會を開いて、議會法案の逐條議を開くことゝなつた。法案に對する修正案の提出されしもの殆んど九百に近く、之を印刷に附せしに實に七十二頁に及んだ。けれども字問上の小異に止るもの多かりし爲め議事は意外に進捗し第一條豫算に關する法案は五日間にて終了し十九日に七十八對百四十三にて可決し、第二條は保守黨員の提出せる、上院若し下院を三回通過せる同一法案を否決せる場合は之を公民投票に附すべしとの修正案を否決し五月二日百九十五對二百九十九にて原案を可決し其

愈々下院を通過す

他の條項五委員會を通過し、本會議に移し十五日に二百四十一票に對し二百六十票の多數を以て議會法案は愈々下院を通過することになった。

上院に於ける大論戰

議會法案の廻附を受けたる上院は五月十六日第一議會を了つたが其際上院議長ローアバーン卿は討議に加はつて、政府は本案の法律ならざる間は、上院改革の提議に對して考慮する位地に達せずと論じ、次で二十三日より第二議會を開始するや、ミドルトン卿は皇帝の大權愛蘭、蘇格蘭ウエールス自治並に爾余の憲法上の重要案件は下院に於ける一時の偶然的多數によりて決定すべきものに非ざるが故に、遂條議に於て修正を加へんことを期すとて在野黨の所信を發表し、次で保守黨の院内總理ランスダウン卿は本案の全院委員會に附せられたる際は根本的修正案を提出すべしと豫告し、殊に愛蘭自治案に關する下院の權限並に一二の憲法上の變革を本法案より除外することと努むべしと宣言した。

ランスダウン
卿の反對

千八百八十四五年來度々上院改革論を唱へたローズベリー卿は上院に於て議會法案に關し一場の演説を試み

二院制否定の
重大案

本案は獨り上院將來の運命に關するのみならず又二院制の政體、及び憲法全體の上に影響するものなり……上院の存在を沒却せんとするが如き本案の、一朝法律たらんとするに際し上院の組織如何を云々するが如きは何事ぞ、

と喝破し第二議會に於ても亦反對演説を試みたが其結論に於て併し上院が本案を可決するか將た之を否決し、その結果政府をして新に五百名の貴族を授爵せしむるか二者その一を選ばざる可からずとせば、上院は寧ろ本案を通過するの優れるに若かず、

二者其一を選
ぶ

と聲明した。その聲明は人をして議會法案の成立確かなりとの信念を強ふせしめた。五月二十五日の議事に際し、中立のキャンタベリー大僧正は、上院に於て兩大政黨が議會法案に就き互に互譲せんことを熱心に訴へたが之に對し上院議長は目下に於ては妥協の望なしと斷言した。

五百名の新貴族で威嚇

戴冠式の爲に一時政争は中止せられたが盛議の了るや上院は再び議事を繼續し、案の金錢に關するものなりや否やは、之を議長をして決定せしめず、兩院協議會に付託して實果せしむべしとのクローマー卿の動議を始めとして幾多の修正を加へ七月二十日第三議會を了つたが、かくして案の代議院に廻附さるゝや同月二十四日ヒュー・セシル卿等を始めとして在野黨の議員は首相の演説を妨害して其の主張を盡さしめず、議長は已むを得ず休會を宣告した。而も政府は之が爲めにその主張を撤回す可くもあらず、在野黨の首領に向つて貴族院にして飽くまで修正を固執せば何百名にても新貴族の叙任を奏請すべしとの意を通じたがため、ランスタウン卿もバルフォア氏も千八百三十二年に於けるウエリントン公の態度に倣ひ、七月二十五日同志の議員に議場より缺席して政府案の成立を消極的に贊助せん事を要めた。

首相の演説を妨害

政府の威嚇

愈々採決

併しロールスベリー卿の一派は飽迄政府案に反対し、政府をして一時に多數の貴族を製造してその非を遂げしむ可しと唱へ、同志の數も大分あつたが八月十日上院で「本院の修正を固執せざる可し」この動議に就て採決するや、百十四に對し百三十一の多數を得た。自由黨の議員は八十名に過ぎぬから、この動議の成立せるは全く兩大僧正並に十三人の僧正に加ふるに統一黨の貴族の約三十名の賛成側に投ざる爲であつた。かくて法案は八月十八日裁可を經、貴族院は將來金錢に關する法案に容喙するを得ず、爾餘の法案に於ても三回引續いて否決權を行使するを得ざることとなり、政府黨の絶對的勝利となり、斯くして多年英國の政界を騒がせ世界の視聽を集めたる上院改革問題も解決を告げたのであつた。

憲法制定の國民會議 (獨逸)

獨逸の革命は成就し、ワイマールに國民會議を招集するまでに至つた。

此の國民會議々員の總選舉は同國勞兵總會の決議に依つて一九一九年一月

兩派の妥協破

スバルタカスの暴動
の暴動
リブクネヒトの殺害

十九日に行はる、豫定であつたが此の期日問題から端なくも社會兩派の妥協破れ延いて國內各地の大擾亂となつた。即ち社會民主黨は飽迄民主々義的議院政治を主張するに對し、プロレタリアの獨裁政治に左袒する極左黨は之を以て革命の成果を奪ふ現象なりと難じ妨害に努め遂に一月初旬スバルタカス一派は獨立社會黨の應援を得て大々の示威運動を起し政府軍と市街戦を惹起し暴動の首魁リブクネヒト及びローザ・ルクセンブルグは殺害さるゝに至つた。

總選舉 叛徒の鎮定により總選舉は豫定の期日に於て多少の擾亂と二三ヶ所に於ける投票函の掠奪の外先づ無事に終了し左の如く當選を見た、之を舊帝國議會の黨派と比較せば、

國民會議		帝國議會	
獨逸民族國民黨	三四	保守黨及獨逸黨	七一
基督教國民黨	八八	中央黨	九〇
獨逸國民黨	二三	國民自由黨	四二

獨逸民主黨	七七	進歩國民黨	四六
多數派社會黨	一六四	多數派社會黨	八九
獨立社會黨	二四	獨立社會黨	一九
無所屬	一一	無所屬	一五
		波蘭黨	一八

計 四二一

三九〇

右の比較を見るに革命前より著しく民主化し右翼の保守黨が半數以下に減ぜるは帝政復興運動を傳へられたるため等の關係あり、民主主義の中堅多數派社會黨が約倍數となり、中産階級の代表者たる進歩黨も亦増加してゐる。中央黨及最左翼の獨立社會黨は大差なく之に依つて見る時は國民の信望は多數派社會黨と民主黨に繋つて急激なる社會主義を排するやうになつた。

多數派社會黨は最大多數を得たるも未だ過半數に充たず革命當時提携せる獨立社會黨に共同動作を求めたるも成らず、獨逸民主黨及び國民黨と三

多數社會黨は約倍數に

派の提携を見るに至り大統領の選舉新内閣の組織凡て此三黨提携の下に行はれた。

ワイマールの國民會議

國民會議は一九一九年二月六日午後ワイマールに於て開會せられた。劈頭エーベル大統領は

帝國主義より理想主義へ世界的威力より精神的威力への一轉化を成就せざるべからず

と演説をなし、翌七日には議長選舉を行ひ多數派社會黨員エドワルド・ダヴィット大多數を以て當選し副議長に民主黨及中央黨より正次兩名の就任を見た、八日より獨逸暫定憲法の討議に入り、起草者プロイスは之に關する説明をなし

目下獨逸の必要とする所は法律的秩序の回復にあり一方又獨逸國民は更に大なる民族統一をなさんとするものなるを以て本案も右の精神を體するものなり

議長選舉

巴威農民黨の修正動議

原要可決

と云ひ十日第二議會、十一日第三議會に入り同日討論終結したが南方獨逸の地方分権者は本案が中央集權に失するとして反對し又巴威農民黨のハイムは本案反對の急先鋒として種々の修正動議を提出し大に論難したるも右動議は凡て否決された。一方獨立社會黨は本案が社會主義的色彩過少なるを攻撃し勞兵會をして國民會議が決議したる事項に容喙するの權利を留保するの動議を提出せるも否決せられ、議員の多數は奮闘的精神を以て議事の進行を計り大體に於て地方分権主義者の精神と穩健なる社會民主的思想を抱有する此法案は大多數を以て可決された。

大統領選舉 尙同日暫定憲法にある假大統領の選舉を行ひエーベルト氏三百七十九票の多數を以て當選した。是れ多數派社會黨、獨逸民主黨及中央黨三者妥協の結果である。二月十三日に新内閣は組織されたが是亦右三黨よりなる聯立内閣であつた。

首 相 シヤイデマン

(多數派社會黨)

副首相兼財政 シツフェル

(民主黨)

外務	プロックドルフ、ランツアウ	(無所屬)
内務	プロイス	(民主黨)
労働	パウエル	(多数派社會黨)
食糧	ロベルト・シユミット	(同)
司法	ランツベルグ	(同)
軍務	ノスケ	(同)
植民	ベル	(基督教國民黨)
郵便	ギースベルグ	(同)
復員	コエト	(革命當時より復員大臣)
無任所	ダヴィド	(多数派社會黨)
同	エルツベルグ	(基督教國民黨)
同	ゴタイム	(民主黨)

新首相シャイデマンは講和、内政、經濟、社會政策に亘りて施政方針の演説をなし、外相、藏相も夫々演説を試み、二月二十四日には新憲法草案が

バイエル首相
暗殺さる

上程せられたが其の四日前國民會議開催中の折柄巴威首都ミュンヘンに於ては革命以來の巴威首相アイスネルは戦争の責任を明かにするため秘密外交文書公表の必要を力説せるに災せられて反動革命家のために暗殺され、内相も亦狙撃を受け巴威には一般同盟罷業の宣言、戒嚴令の布告となり大紛亂を極めた。

ファシスチーの執政 (伊太利)

大戦後伊太利の政界は不安動搖を極め一九一九年十一月ニツチ内閣成立以來二二年十月ムツソリーニ内閣の成立まで滿三ヶ年間に内閣の交迭並に改造實に六回に及び國內の騷擾止む時なく、財政及經濟上の條件は日を逐ふて悪化する國家の危機に際し、秩序の維持と民心の振興を標榜して起つたのがムツソリーニ一派のファシスチーであつた。ファシスチーは政黨とも見え又私黨とも云へる。其政治的特色は國粹主義であり其經濟的特徴は非社會主義である。然し彼等が一の集團的勢力として一國を左右する力と

國家の危機

なつたのはイタリー人の政府萬能主義と經濟界の疲弊に因由してゐる。

ムツソリーニの演説

羅馬侵入 一九二二年十月二十四日フアシスチーはナポリに黨の大會を開き社會黨に對して大示威運動を起した。ムツソリーニは十萬の黨員に演説し、吾黨はサボイ王朝に對しては忠順であつても政權は必ず吾々の手に收めなければ止まないと述べた。ナポリの大會に對して政府は威壓の方法を考究中であるこの飛報を得てムツソリーニは機先を制して直ちに黨員に動員令を下し、二十六日には武装した三萬のフアシスチーがローマ全市に侵入した。フアタリタ内閣は戒嚴令を施してフアシスチーに對抗しようと企てたが皇帝は平和と秩序のために武力を用ふる事に反對せられ三十一日にはムツソリーニに内閣の組織を命ぜられた。

戒嚴令を聽さず

レーニンとの比較

ム氏の獨裁政治に對しては國內に不平の聲も尠くなかつたが議會も軍隊も反抗しなかつた。抑々ムツソリーニの執政を導いたのは恰もレーニンの成功を導いたものがロマノフ王朝の失政であつた如く、伊太利に於ては社會黨の狂暴な腕力沙汰であつた。レーニンは内外到る處に武力を以て反抗

する反對勢力に逢着したがム氏は何等纏つた反對を受けず樂々天下をとつた。ロシアが共產黨員の獨裁政治である如く伊太利はム氏の專制の下に動いてゐる。彼は一面に青年の熱烈な國民的感情を代表し、他面に社會黨に反對な大資本家の同情を背負つてゐた。従つて其主張は到る處に力に渴した人、新しい秩序を希ふ人の賛同を得た。議會の頭數の如きは顧慮する處でない。議會が盲從せなければ憲法を停止して其黨首の思ふ儘に行ふ許りである。議會は進んでムツソリーニに懾服し、チオリツチやオルランド等の元老政治家までこの政界の新星を迎へて之に反對しなかつた。ムツソリーニは言つた。

自由は無政府主義の親類

自由とは十九世紀の思想であり現代には用のない主義である。自由は無政府の親類である。

新帝國主義 ム氏は内閣組織の後十一月十六日の議會に於て、この革命が正當の理由を有することを説明したる後、フアシスチーのみを以て純然たる政黨内閣を組織することも出来るのであるが、政黨を超越し、衷心國

家を思ふ者は政黨政派の別なく協力すべしとの趣旨で聯立内閣を組織したと説明した。ム氏の外交は明かに新帝國主義の發露であつた。彼の宣言によればアドリアチック海及地中海に於ける地歩を回復し、ロシアと正規の國交を恢復し、トルコ問題を公平に解決する事が要點であつた。内政方面に於ては綱紀肅正並に財政行政の整理を以て焦眉の急であるを述べた。其後政府は「税制を整理し、政府の諸機關を縮小し經費を節約するため、政府は一九二三年末日まで緊急勅令を發布する權能を有し、一九二四年中に右權能の行使につき議會に報告する義務がある」旨を規定した法案を議會に提出して兩院の協賛を得た。この特別授權法がムツソリーニ内閣の專政に對する法律上の根據である。

總選舉 フアシスチー内閣に對して明白に反對黨たる態度を採つたものは社會黨と共產黨とポポラーレ(加特力)黨であつた。然し此外にも民主黨や自由黨の内にはファシスチー内閣と行動を共にすべきや否やに就き議論は可なり岐れた。故に爾餘の諸黨派と雖も一致してファシスチーの内閣を

支持したものではない。

然し伊太利に於てファシスチーが多數を占める議會を作ることにはムツソリーニの理想の一であつた。之がために二三年夏期まづ新なる選舉法を議會に提出し十一月に兩院を通過した。新選舉法は内務次官アケルポの起草したもので伊太利全國を通じて一選舉區とする比例代表制を採用してゐるが便宜のために全國を十五の區劃にわけて各區に十六名乃至五十七名の議員を割當てた。

下院議員の總數は五百三十五名であるから人口七萬五千に對し一人の代議士を選出する割合である。此制度の特長といふべき點は全國總投票の四分の一以上を得た黨派—もし斯の如き黨派が二個以上ある時は最多數を得た黨派が總代議士(五百二十五)の三分の二を當選せしめ其他の黨派は残りの三分の一即ち百八十の議席を占める方法を規定してゐることである、ム氏は此の選舉法の通過すると同時に同年十二月十日議會に停會を命じ二四年一月二十四日之を解散した。爾來三ヶ月の政戦を経て四月六日に總選舉

を行つた結果ファシスチーは豫定の通り大勝を得て下院の第一黨の地位を占めた。ム氏はかくして其專制の政治的基礎を發見し得たのである。

絶対多數黨 彼の外交は益々其の色彩を明白にしてきた。彼の主張によれば國際聯盟は英米の黄金教が生み出した私生兒であり、アドリアチック海は伊太利人の海であると。かくして二三年一月にはフェューメを併せて希臘との争闘に高壓的手段をとつて伊太利の對外硬をして熱心に彼の成功を讚美せしめた。内政問題に於てはファシスチーの武力を以て地方の擾亂を取締り、財政の改革稍其緒についたために國內の信望は殆んど其頂點に達した。此時機に於て總選舉を行つたのであるからムツソリーニの勝利は疑を容れる餘地はなかつた。

三月廿二日ローマに開かれたファシスチー五周年の大會に於て全國五千名の町村長に對しム氏の演説は依然として國民的努力と階級の協調とを力説したものである。總選舉に際してファシスチーの執つた政策は自黨に屬しない候補者と雖も彼等の主義に賛成する者は自己の候補者名簿に加入せ

伊太利人の海

五千名の町村長に

しめて、一方には廣く投票を集める便宜を得ると共に他方にはファシスチー專横の反感を和げんことに努めた。従つて同派の候補者の集團である「國民名簿」の内には自由黨や民主黨の候補も收容してある許りでなく、更に第二の名簿を作つて議會の三分の二以上の議席を得ることを計畫した。其結果政府は合計三百七十五名の與黨議員を當選せしめ得た。今、四月總選舉の結果を前議會の黨派別に比較すると左の如き變化を示してゐる。

	前議會	新議會
農民黨	二三	解散
民主黨 (ニツチー)	三六	解散
社會民主黨 (フェーラ)	四一	一一
準ファシスチー	〇	一一五
國民黨	一一	解散
無所屬	一八	ナシ
穩和社會黨 (ツラーチ)	八二	二六

二百七十五名の當選

各國波瀾議會と選舉激戰記

二七五

共産黨	一三	一七
異人種派	八	四
新農民黨	〇	三
民主自由黨 (チヨリツチ)	四二	一七
自由民主黨 (デ・ナーヴァ)	二四	解散
フアシスチー黨	三二	二六〇
自由右黨 (ランドラ)	二二	解散
革新黨 (ボノミ)	二六	解散
ポポラーレ黨	一〇六	三九
硬派社會黨 (ラザーリ)	四〇	二二
共和黨	六	七
立憲反對黨 (アメンドラ)	〇	一一
サルヂニア黨	〇	二

二七六

今回の選挙に於て最も大なる打撃を受けたものはカトリックのポポラー

スツルゾーの勢力

レ黨と社會黨とである。社會黨は百二十三名から四十八名に下り、ポポラーレは百六名から三十九名に減少した。ポポラーレの黨主ドン・スツルゾーは伊太利政界の謎として神秘的な勢力をもつてゐた。ポポラーレは農民黨であるが共產黨に近い政綱を掲げて一九一九年の總選挙に初めて政界に顔を出し一舉にして百數名の所屬議員を當選せしめ得たのであつたが二十三年フアシスチーと意見の衝突を見て以來反對黨として可なり逆境に立つた政派である。

伊太利の政界はいつ迄フアシスチーの統率を甘受するであらうか、フアシスチー内閣が其標榜する如く能率中心の政治を行ふ間はイタリー人はムツソリーニを支持するであらうが政局に立つ事永くしてフアシスチーが次第に官僚化するに従ひ、民心は新なる指導者を求めるやうになるであらう。其時機が来る際には世界は再びドン・スツルゾーの名を聞くに相違ないと見られてゐる。

新なる指導者は誰

大統領を退位させた新議會 (佛蘭西)

一九二三年五月十一日のフランスの總選舉はポアンカレ一派の主力とする國民團結が破れて、中央派の左翼であるラヂカルと穩和社會黨とが勝つた。これがためポアンカレは五月限り政權を明け渡し、ミルラン大統領も其地位を去つた。この政戦の裏面には明かに一九一九年の右傾的議會に對する一般の反感と國內に於ける經濟財政の不安が潜んでゐることが看取される。此の選舉の結果に成れる新議會がミルラン大統領をも強要して退職せしむるに至れる経緯は甚だ興味あるを以て以下概記することとする。

今回の選舉の結果を前議會の議席に比するに下の如き差異を示し、歐洲大戰前の議會の分野に略接近した形である。

中央派	前回	今回
右翼黨	二二	二〇

ミルラン大統領退位

總選舉の結果

民主共和聯合	二二九	一一七
民主共和左黨	九三	七五
共和左黨	六一	五二
左翼黨		
急進及急進社會黨	八六	一四一
共和社會黨	二六	三五
合同社會黨	六三	一〇七
共產黨	一	二五
無所屬	二九	一

今假りに中央と右黨とが一致してポアンカレ内閣を支持するものと見れば其與黨は合計二四八名であつて反對黨たる左黨(共產黨を除く)の總計二八三名に及ばないこと三十餘名である。この結果から見ればポアンカレは政府を維持し得ないこと明白である。然しフランスの政界にはフランス特有の習慣と色彩が存在してゐて反對黨と與黨との區別をしかく簡單に片

ポアンカレの退位

各國波瀾議會と選舉激戦記

付得ない理由がある。又既に選挙の大勢が現内閣派に不利にして在野黨に有利であつた以上潔癖なポアンカレの如き政治家が到底永く政府に残り得ない事は明白であつた。

内閣總辭職

十三日に總選挙の結果が明白になると同時にポアンカレは直ちに大統領に面謁して六月一日を期して内閣が總辭職するといふ通告をした。政府黨の新聞は「ポアンカレが新議會に多數を制する方法は幾らもあるが彼は總選挙に優勢となつた黨派が政権を握ることが憲政の常道であると考へてゐる」と論評した。之は必ずしも政府の負惜み許りではない。社會黨も共產黨も皆有産階級の協力を拒み、急進黨と社會黨とは種々の點に於て歩調を合せ得ない事情をもつてゐる。さればこそ共產黨のユーマンテといふ新聞は「急進黨のエリオや社會黨のルノーデルが政権をこつても忽ち幻滅の悲哀を感じるに違ひない、それは共產黨が政治犯人の特赦、ルールの撤兵、ソヴェット承認及新税法の廢止を要求せんとしてゐるからである」といつ

憲政の常道

認
ソ
ヴェ
ット
承

てゐる。従つて政権は到底社會黨の手に歸するものご想像し得ない。政局の推移は依然として中央の左黨と左黨の右翼とが議會の多數を擁して中間内閣を作る外に途はない。

投票の示すところ、大勢の赴く所は明白である。政権はエリオの率ゐる急進黨及急進黨社會黨を中心としてこれに中央の左派と社會黨の支持を受けて有産階級の左派を中心とする内閣が出来上つた。内閣組織の第一の興味はどの程度まで右の諸黨派を網羅し得るか云ふ點にあつたが社會黨を引入れる見込は全くなくなつた。新内閣はポアンカレ内閣に比すれば大體に左に傾いたといつて誤りはないがさて具體的に如何なる相違を生ずるかと反問せられた場合にはそれはニュアンスの相違であり、心持の變りであること答へる外はあるまい。然し内政方面に對して新議會の投げた波紋は相當に大きい。何といつてもクレマンソーやポアンカレの壓迫は勝つた左黨の記憶にまざくと残つてゐる。四ケ年間勝ち誇つた國民團結をこの機會に追窮しようといふのが彼等の一致した態度であつた。餘波は遂に大統領に及

エ
リオ
内
閣
の
出
現

んだ。

ミルラン頑張る

大統領ミルランは謹嚴重厚の君子人であるが、彼が大統領に選ばれる際には先例を破つて自ら政治の大権をみるべき旨を聲明し、國民團結の隠れたる統領と目せられてゐた。是に於て新議會はポ内閣を屠つた後にミルランに向つて鋒をむけた。エリオは其内閣組織を依囑された際に先づミルランに向つて處決を迫つたが大統領は頑として之に應じなかつた。そこで左黨は六月一日に議員の聯合大會を開き全會一致を以て大統領の退位を勸告する旨の決議をなし、大統領をして國民團結に殉死せしめやうと企てた。

もともと佛國の大統領は政黨派に超然たるべき慣例であつて、大統領は憲法上國家に對する叛逆罪以外には責任を負はない。責任をさる者は内閣大臣である。尤もフランス憲法は疾病其他の理由によつて大統領が職を辭し得ることは認めてゐる。この規定に基いて任期中に辭職した大統領はマクマホン、グレイヴィー、ペリエ並に最近に於てポール・デシヤネルである。

聲明上の責任

大統領の責任

新議會の威力

左黨の辭職勸告に對しミルランは政黨の消長に伴ふて大統領が進退するここは憲法上惡例を遺すものとして之を斥け、大統領は國事犯以外の事由により辭職を強要せらるゝ事なしとの理由を以て頑として其地位に止まつた。六月五日エリオが内閣組織を拒絶するや直ちに自己腹心のフランソワ・マルサルをして内閣を組織せしめ六月十日新内閣をして大統領の憲法上の地位に關する教書を議會で朗讀せしめた。

議會は飽迄ミルランの退職を求めため間接の攻撃方法をとつた。下院ではマルサル内閣に反對し、議會に基礎を有しない非立憲内閣と交渉することを欲しない、總選舉の結果を尊重する新内閣の成立まで凡ての議事を中止しようとの動議を可決した。於是ミルランも遂に我を折り六月十一日に大統領の職を辭した。

六月十三日の國民議會は上院議長ゾーメルグを新に大統領に選舉した。マルサル内閣は其辭表を新大統領に提出しゾーメルグは直ちに急進黨のエ

腹心の者へ内閣を組織さす

大統領遂に退職

リオ内閣の組織を命じ漸く政界は國民の意志によつて安定を告ぐるに至つたのである。

大統領選挙と第三黨 (亞米利加)

一九二四年に於ける亞米利加合衆國大統領の選挙は共和黨の候補者クリツヂに對し民主黨はデヴィスを急進黨はラ・フォレットを立て其他農民労働黨、社會労働黨、禁酒黨、コンモンウェルスランド黨、アメリカン黨等夫々候補者を擧げて大激戦を演じ、結局クリツヂが再び大統領に就任することゝなつたが、第三黨のラフォレットが四百八十二萬餘票といふ第三黨としては前例のない多數の得票を獲て世人を驚かし、二大政黨對立の傳統に動搖を與ふるに至つた。

ラフォレットを中心とする第三黨出現の氣運は一九二二年十二月クリーブランドに於けるプログレッシブ、ポリチカル、アクション會議後醸成せられたものである。尤も多數の労働者を會員としてゐる米國労働總同盟はゴ

ラフォレット

ヨンパース

第三黨擡頭

ンパースの主義を奉じて政治運動に参加せざるものではあるが、敢て政治運動に對して攻撃的態度に出る譯ではないので別に第三黨出現に對する積極的の支障となる模様はなかつた。一九二三年米國政界に於けるテイーポット、ドーム油田に關する不正事件は端なくも大政黨の腐敗を暴露するに至つたこと、並に一九二四年一月英國に於てポールドウキンの保守黨内閣に代つてマクドナルドの労働黨内閣が成立したことは兩々相俟つて第三黨擡頭の氣勢を高むるに與つて力あつた。

一九二四年二月プログレッシブ、ポリチカル、アクションはセントルイスに於て第三回の會議を開いたが市加古及びクリーブランド綱領を確認すると共に益々ラフォレットをして出馬せしむるの形勢を馴致し同年七月四日獨立祭を期しクリーブランドに於て大統領及び副大統領候補者指名大會を開くべきことを決議した。

獨立候補 七月四日同大會に出席せる代表者は一千名以上に上り多數の婦人も參加したが其代表する團體の主なるものは農民労働黨、社會黨、鐵

道従業員四大「ブラザフツド」(機關士、火夫、乗務員、驛員) 其他の労働組合「ノンパーチザン、リーグ」等であつた。

獨立候補

ラフォレットは小黨と絡み合ふことを避け獨立候補として立つ決心を有つてゐた。故に自ら一政黨の首領として立つことをせず依然として共和黨の一人であることを持續し、若し第三黨を組織するとせば選挙の後之を爲す考であつた。故に急進黨が彼の立候補を促した時彼は其の承諾を爲すと同時に大會に陳述書を送り、特に新政黨の候補として立つ次第に非ずして獨立候補として全國民の支持に訴ふるものであることを明かにした。依つて大會はラフォレットの立候補を彼自身の政綱の下に支持すべき趣旨の決議をなした。

農民労働黨

右大會にフォスターの率ゐる農民労働黨も代表を送たが此一派は第三インターナショナルと關係を有する過激分子なるが故に参加を拒絶さる。

労働者の聲援 其後米國労働總同盟は幹部會を開いて各大統領候補に對する態度を決定した。總同盟は専ら産業手段に依つて労働者の境遇を改善

四百萬の會員

するを旨とし、政争の渦中に投ずることを禁物なりとする從來の主義を變更した譯ではないが、特にラフォレットに對して好意を寄せ個人として彼れを支援することとした。四百萬の會員を有する總同盟の此措置はラフォレット候補に對する大なる聲援であつた。

選挙前の形勢はラフォレット豫想外に優勢であつたが固より共和民主兩黨を凌いで彼が多數の選挙人を贏ち得やうとは一般に考へられなかつた。然し多數の農民、労働者、獨逸系米人其他急進分子を支持者として背後に有する彼れの勢力は侮り難いもので、若し彼が他黨の地盤を盛んに蠶食するときは得票數が各候補者に配分せられ、其結果は或は何れの候補者も過半數の當選確定數を占めることが不可能となり、結局其場合は米國憲法の定むる所に依り、大統領選挙は下院の手に副大統領選挙は上院の手に移ることとなりはせぬかとの懸念を抱いた者が少くなかつた。

然し十一月四日の選挙の結果は左の如く共和黨のクローリツチが過半數の優勢を以て當選の榮を得た。

當選確定數

政黨	候補者	一般投票數	大統領選舉投票
共和黨	カルビン・クローリツヂ	一五、七二五、〇一六	三八二
民主黨	デヴィス	八、三八六、五〇三	一三六
急進黨	ラ・フォレット	四、八二二、八五六	一三
農民労働黨	ウイリアム・フォスター	三六、三八六	一
社會労働黨	フランク・ジョンズ	三六、四二八	一
コンモンウェルスランド黨	ウイリアム・ワレース	一、五三二	一
アメリカン黨	ギルバート・ネーションズ	二二、九六七	一
禁酒黨	ヘルマン・フェリフ	五七、五二〇	一

斯くしてラフォレットは破れたが、第三黨運動は二黨制の下にある米國政治の缺陷を補填せんとするものであるから其當否は著しき影響を進運に及ぼすものではなく、殊に米國の大統領選舉方法は一州が擧げて何れかの候補者に歸する様に仕組まれてゐるため、エレクトラル、ヴォートの數はポピュラー、ヴォートの數を直接反映しない事がラフォレットに取つて、少

選舉法の缺陷

らず打撃を蒙つてゐるものと見ることが出来るからラフォレットに對する國民の支持は案外に大なりと認めらるゝ事、米國の社會及經濟狀態が常に何等かの問題を提供してゐること、共和、民主兩黨に對し不滿の念を抱く分子の少からざること等を考ふれば之により第三黨組織の機會が去つたと見るのは早計であつて固より俄かに強大な第三黨が出現すべしとは想像されぬがラフォレットの成否に關係なく此の運動は將來も經續し發達し行くものと觀られてゐる。

革命を孕んだ暴壓議會 (露西亞)

第一議會 一九〇六年五月六日露國最初の議會は始めて各宮に開かれ、著名な裁判官ミユロムツエフを議長とした。これは露國の歴史の日でニコラス二世は親臨して開院式を擧げた。議員に「露國の道義的秩序の復活と國力の復興とに努力すべき」ことを訓戒されたのである。されど未だ開會せざるに於て既に政府は革命對抗の手段を講じ自由主義のウイツテを罷め

て反動家のゴレミキンを首相と爲した。議會は間接選舉で選舉團體に選舉されるのであるが、殆んど全議員は非政府黨であつた。五百二十四人の員中約四十名は十月黨、百八十五人はカーデット、百人は勞働團體、十四人は社會民主黨に屬し、殘餘は帝國の種々なる國民的宗教的要素を代表する議員である。反動主義者と社會革命黨は一人も選出されなかつた。前者には殆んど援助者無く後者は政府が聲言せし如く下層階級に充分なる代表者を與へぬと云ふ理由を以て投票を拒絶したからである。

殆んど初めから議會は政府と反對黨の裁判的論戰であつた。議會は政治犯人の全部に對して直ちに大赦を施行すべきことを要求した。また委員を設けて日露戰爭に於ける腐敗の責任及びボグロム事件に於て警官の爲したる事を調査せしむることとなした。死刑を廢し、波蘭及芬蘭に自治を許與するの法案は過半数の賛成を以て可決された。併し政府はこれ等の要求を拒絶し、若くは不得要領の返答を與ふるのみであつた。議會は皇帝が彼等に權力の手綱を取らしむる意がないから到底活氣ある改革を成就すること

の不可能なるを覺つた。兎に角露國の歴史に於て獨裁政治の缺點がかくまで自由に論ぜられたことはこれまでなかつた事で興奮せる演説者は劇しく政府を非難し官吏の蠻行及び不法行爲に對する辯解を要求したのである。

土地改良問題に關し議會と政府との間に争を生じた。政府はミルを廢し自作農民を作らうと欲した。併し別により多くの土地を與へやうとするのではない。議會は之に満足しないで帝室領地及び大地主の所有地を公平なる價格にて賣却し、それで農民の所有地を増加することを希望したのである。議會は内閣不信任案を可決したが、内閣は辭職を拒んだ。爰に於て議會は責任内閣の制を要求したのである。七月二十一日ニコラスは宣言書を發して、議會はその範圍に屬せぬ事件に關與すること、及び議會の政府と協同するを拒めることは彼にとつて殘酷なる失望であることを述べ遂に議會を解散し、新議會の選舉を命じた。

危機は迫つた。露西亞人民は議會が皇帝に挑戰する場合には蹶起するであらうか。議員の半数は芬蘭のヴィボルグに退き宣言書を人民に發し、若

選挙資格の喪失

し政府が議會を無視して政治を行ひ憲法を破るに於ては租税を納めず、軍役に服せざるべきことを勧告したが、人民側には何等まとまつた返答は無かつた。ヴィボルグ宣言書の調印者は選挙権を奪はれ、次期議會の議員資格の喪失を宣告され、その後陰謀を企てたと云ふので處刑された。

第二議會 次の選挙に於て政府は全力を盡して自己に好意ある議會を作らうとしたが一九〇七年三月五日に開かれた第二議會は一層政府反對であつた。六十五人の社會民主黨と三十五人の社會革命黨とが選出され、十月黨、カーデツト労働團體等の選出は前議會と略同數であつた。この過半數の反政府黨に對抗せんがために選ばれた反動主義者はその數約六十に過ぎなかつた。再び議會は獨裁政治に對する戦に入つた。政府攻撃、官吏非難は第一議會よりも遙に烈しかつた。ゴレミキンに繼いだ首相ストリピンは如何なる事情あるも議會に帝國の政治を支配するの權を許さぬであらうと決心した。百四日の波瀾多き日を送つた後この第二議會は議員中に革命的謀反人に加擔せる者があるに云ふ口實の下に解散された。

反動主義者

皇帝の權能

一九〇七年六月勅令を發して前二回の議會は決して露西亞人民を代表せるものではない。何となれば選挙法の不完全は人民の必要若くは希望を代表する者を議員に當選せしめないからであると宣言した。皇帝は公然と「專政君主としての力を我に與へたるは神であるから余は法律を作りまたは廢止することを得るの權利あり」また「神の聖壇の前に於てのみ露西亞の運命を答へ得る」と宣言した。

總ての法律は議會の協賛を経ねばならぬといふ憲法の要求に反して皇帝は自ら新選挙法を發布して代表制度を根本的に變更し、選挙権に階級及び財産資格を設けて民主的精神を破壊してしまつた。この勅令は帝國內の非露國分子の代表議員の數を減じまた都市居住者及び農民を犠牲に供して地主貴族の代表者を増加せんと欲する二つの目的を有してゐた。波瀾の代表者は三十七人より十四人にコーカサスの代表者は二十九人より十人に減ぜられ、約二十の市は直接選挙権を失つた。議員總數は四百四十二人に減ぜられ、その選挙法は甚だ複雑なものとなつた。

直接選挙権を失つた市

その特徴は人民を地主商人農民労働者の四階級に分ち各階級に一定数の選挙団員を許しその選挙團に代表者を選出せしむるのである。併し其の許された数は甚だ不公平で、地主は違訟團體数の六割を、農民は二割二分を、商人は一割五分を労働者は僅かに三分を與へられたに過ぎない。選挙の機關は全然官吏の掌中にあり、選挙區も保守黨に都合好きやうに區分され、政府反對候補者には屢々迫害が加へられた。豫期の如く一九〇七年十一月十四日に召集された第三議會は絶對多數の保守分子を含みカーデットや社會黨は頗る少數となつた。所謂「地主議會」に於て過半数は約二萬人の地主より選出されたから皇帝は遂に希望の議會を得た譯である。

第三議會 獨裁政治は再び權勢を得、革命對抗はストリピン首相の下に開始された「先づ鎮靜次に改革」は彼の信條である。彼は革命のきらめく焰を容赦なく消し去らうと決心した。絞刑人の索は絶えず働き一九〇七年には二千七百人が政治犯で死刑に八千人が流罪に一九〇八年には約八百人は軍法會議で死刑に一萬四千人が流罪に處せられた。老革命家ニコラス・チャ

絶對多數の保守黨

二千人の死刑

一萬人の流罪

イコフスキーは三十年前に犯した行爲の爲に逮捕禁錮されたが、後保釋金によつて漸く放免された。カザリン・ブレシコフスキーと呼ぶ「革命の婆さん」は七十の歳に西比利亞の荒野に流された。反動的の恐嚇主義者たる黒色百人組は再び猶太人に對して立ち、當局の默過に乗じて多くの亂暴を働いた。反動は芬蘭にも擴がつた。一九〇九年の勅書は地主會議より芬蘭軍隊の支配權を奪ひ大公國は露西亞政府の希望に従はねばならぬ事を宣言し又一九一〇年の法律は露國議會に、芬蘭の立法に關する大なる權力を與へて芬蘭の自治に大制限を加へた。歐露巴諸國の議會はこの立法は自由及び民主主義の原則を破るものであると非難し露西亞政府に抗議を申込んだ。首相ストリピンはこれ等反動政治の友に國民の怨府となり幾度か暗殺されやうとしたが、遂に一九一一年九月十四日劇場に於てボグロブと呼ぶ半間牒、反革命家に射殺されてしまつた。されど後任のココブツオーフは同一の政策を取るべきことを宣言した。第三議會は五年の會期を終へて改選され、第四議會は一九一二年十一月二十八日に召集された。この議會は前よ

首相暗殺さる

りも更に保守的であつてその過半数は「黑色團」と呼ばるゝ最も極端なる反動者であつた。純然たる政府反對黨は漸く八十人に過ぎず唯十月黨が多数に選出されたので勢力の均衡を維持してゐた。かくて革命の聲は鎮められ、爰に暫く凄愴なる平和がこの國を支配したのである。

松方内閣の選挙大干渉 (日本)

初期議會閉會の後山縣内閣總理大臣辭職し伯爵松方正義之に代つた。松方内閣は軍艦製造、製鋼所設立、鐵道國有、監獄費國庫支辨及び治水事業等の諸計畫を立て之が豫算及法律案を第二議會に提出した。然るに自由黨並に改進黨は政府不信任を言明し政費節減、民力涵養の方針に基き一切新規の計畫を認めず、院議は終に豫算歳出總額八千三百五十萬二千七百五十九圓に對し七百九十四萬三百四十七圓を削減し、政府の最も重たる軍艦製造費及製鋼所設立費の全部を否決し治水費及俸給諸給應費等を廢除若くは削減し、又豫算以外に在りては鐵道國有及監獄費國庫支辨案を否決し、岐

豫算削減

議會解散

阜愛知震災救濟河川堤防工事費の豫算外支出に事後承諾を與ふるに躊躇した。茲に於て政府は「國事を以て是の如き議會の贊畫に託するの國家の昌運臣民の福利と相容れざることを信ず」と上奏し明治二十四年十二月二十五日衆議院が豫算を議了するを待つて議會を解散した。

解散後の總選挙は翌二十五年二月十五日に行ふ事に決定した。我國に於ける最初の解散の事として野黨の意氣は頓に昂り松方内閣倒壊を目標として選挙に臨み、政府亦民黨を一舉に粉碎し盡すの畫策を廻らした。即ち時の内務大臣品川彌二郎は次官白根專一等と策謀を凝らし、窃かに地方長官に訓諭を發し官權を揮ふて選挙に干渉し、言論の壓迫、暴力に依る威嚇、投票の買収、不正開票等有ゆる方法を以て干渉を行ひ、國民をして任意に選挙權を行使することを得ざらしめた。茲に於て全國は擧げて殆んど内亂の狀態に陥り、警官は拔劍して良民を逐ひ、吏黨の壯士と民黨の決死隊は到る處に衝突して血を流し、官權は騷擾鎮撫を名として憲兵を派し、軍隊を出動せしめ、遂に大砲を放つて良民を殺戮し、火を放つて民家を焼いた。

大干渉

激戦地

官民衝突の最も甚しかったのは民黨の勢力大なりし高知、佐賀、福岡、富山、石川、熊本、福島各縣で高知縣第二區の如きは民黨の氣勢盛なるを觀て官憲は暴徒をして投票箱を奪はしめ、ために再投票を行ひ、佐賀縣第三區に於ては法定日に投票を行ふを得ず已むを得ず延期したるも併も官權の壓迫猛烈にして選舉民の三分の二は遂に棄權するに至り、更に同縣第一區小城町に於ては警官數名が悪漢十數名を率ゐて自警團を襲ひ殺傷せるため町民一千餘名激昂して警察署を襲撃し、巡查一名を銃殺し悪漢四名は殺害せられ署長以下悉く逃走して隻影を留めず云ふ慘狀を呈した。

實に此選舉のために生命を絶ちたるもの千葉に二名、福岡に三名、佐賀に八名熊本に二名高知に十名、負傷者は大阪に六名、兵庫に九名、群馬に一名、千葉に四十名、石川に二十四名、栃木に八名、奈良四名、福島二名、福岡六十五名、大分二名、佐賀九十二名、熊本四十名、宮崎一名、香川一名、高知六十六名、鹿兒島二十七名にて合計二十五名の死者三百八十八名の負傷者があつたのを見て如何に干涉猛烈なりしかを窺ふに足らう。

死傷數

内相を免す

初め松方首相が品川内相をして選舉干涉を行はしめんとするや閣内において陸奥宗光、後藤象次郎等其非違に反對し、閣外にては樞府議長伊藤博文、井上、黒田、西郷、大山等を會して政府の非を悟り、宮中運動をさへ開始し、伊藤は松方に對し干涉官吏全部の免職を提議し、松方のために拒否さる、や俄に辭表を提出せるため松方は遂に我を折り三月十一日品川内相を免じて副島種臣を以て之に代へ、同時に干涉反對者陸奥をも免じて河野敏鎌をして代らしめた。

總選舉後の議會

第三回帝國議會が同年五月六日開會せらるゝや貴族院すらも干涉の非を責めて議員山川浩は八十三名の賛成を得て「選舉干涉處分の建議案」を提出し、衆議院に於ては河野廣中等民黨議員に於て上奏案を提出し改進黨の島田三郎は五月十二日の議場に於て大演説を試み一々選舉干涉の事例を列擧して完膚なきまでに政府を弾劾し、之に對して大岡育造上奏案反對説をな

島田氏登壇

し論争の盛なること議會開設以來の盛觀を呈し天下の視聽は悉く此問題の上を集まつた。

島田三郎氏演説

(前略)西洋の諺に「如何なる惡政府も無政府に優る」と云ふが本員は此場合は無政府尙ほ可なりと申します(中略)吏黨の候補者に毆打の災を受けたるものは一人も無い。而して政府と意見を異にしてゐる一方の候補者には殆んど瀕死したものは富山縣に於ては島田孝三君、石川縣に於て松田吉三郎君、佐賀に於て天野爲之君は殆んど絶息して倒れてゐたる所へ、暴人共が「殺す積りでもなかつたが、死んで氣の毒なことをした」と嘯いて逃げたと云ふ。(中略)此處にある處のものは即ち其區に於て「報告證書」即ち是は巡查の屯所で使ふものです、之に連記してある所の暴人は如何なる者と雖も決して拘引する勿れ、之は政府の意中の人を擧ぐる所の暴漢なればなり。茲に連記してないものは如何なる者でも選舉前に拘引しろと云ふ事が書いて訓令してある。是は警察用紙である(拍手)而し

干渉事實を列
擧す

て此事たるや、之を告げたる所の巡查は斯様なことは良心に咎めて堪えられぬために、之を告げる、職務を失ふたら實に糊口にも窮する。衣食のために告げずにゐるのは如何にも忍びぬと云ふ書面である。是は警察署で使ふ文書である、(以下畧)

松方首相は上奏案否決に必死の努力を傾け、首相自ら演壇に起つて「上奏案に記する所は讒誣も亦甚し」と放言し採決の結果百四十三に對する百四十六にて僅々三票の差を以て否決せられた。民黨は茲に於て十四日の議場に於て左の如き内閣諸大臣の處決を促す決議案を提出し、百十一に對する百五十四即ち四十三の多數を以て可決した。

決議案通過

本年二月衆議院議員總選舉に際し官吏が其職權を濫用して選舉權を侵犯したるは其證據明確にして全國人民の具瞻する所區々の辯疏を以て之を蔽ふべきに非ず、本院は認めて之を事實と爲す、内閣大臣は宜しく反省して其責に任じ自ら處決する所なかるべからず、然らざれば立憲制度の大綱を失墜せん茲に之を決議す。

議會停會

松方内閣遂に
桂冠

松方首相は「議院は資格問題を除く外、事實審査の權を有せず、本案縱令可決するも、我帝國々務大臣は此の如き浮々泛々たる決議に依て輕々しく進退するものに非ず」と豪語せるも決議案通過するに及び狼狽して七日間の停會を命じ解停後議員の質問に對し「議會の停會は天皇の大權に屬し政府は其理由を議會に説明すべき限に在らず」と責任内閣制否認の言動を發し辛くも豫算の成立を見當議會を終了せるが民黨の結束愈々堅く、國民の輿論益々激昂せるため首相は遂に其の職に堪えず七月三十日辭表を捧呈し、民意の自由表示を拒否し、我憲政史上に拭ふべからざる一大汚點を印せしめた松方内閣も茲に没落を遂げた。

第三議會に於ける政黨の事情は左の如く之を第二議會に對比して總選舉の關係を見るに

第三議會	第二議會
自由黨	九四
自由俱樂部	一二
計	一〇六

立憲改進黨	三八	四四
中央交渉部	九五	一
獨立俱樂部	三一	一九
無所屬	四二	五一
巴俱樂部	一	一七
計	三〇〇	三〇〇

- 一、二十四年十二月自由俱樂部自由黨に復歸す。
- 一、二十五年四月舊獨立俱樂部の一部及無所屬の一部中立を標榜して獨立俱樂部を組織す。
- 一、二十五年四月舊大成會及同志の新選議員相合して中央交渉部(非政社)を設く。

選舉干涉の實例

明治二十五年六月、衆議院事務局にて公刊せる「選舉干涉に關する參考

各國波瀾議會と選舉激戰記

議會開設後

書類目録」に據れば各地に於ける干渉事實として挙げられたるもの、中には實に奇々怪々にして、現代人の常識を以ては信ぜられない程のものが多く、寧ろ思はず噴飯するものがある。併し議會開設後間もなき事にて憲政思想發達せず且つ其の運用に習熟せざる當時であり、殊に其の選挙戦に於ては朝野兩黨に四百餘名の死傷者を出せる事實に見れば其の大部分は事實として見るも差支ないと思はれるから、其の書中より富山縣の一部を抄録することにする。高知佐賀の如きは其の選挙戦の激甚なる富山の比でないから、如何に全國に亘りて干渉の甚しかりしか想像するに難くない。

富山縣總選舉干渉の概略抄

民黨候補者

吏黨候補者

第一區

關野善次郎(改進黨)

岩城隆

常(知事警部長
選任と云ふ)

菅原滋治(自由黨)

原弘

三(村郡長知事
選任と云ふ)

第二區

田村惟昌(改進黨)

谷順

平(知事警部長
選任と云ふ)

第三區

木村篤(改進黨)

稻垣

示(政府の直命
と云ふ)

第四區

島田孝之(改進黨)

武部其文

(政府直命の
荒木に代ふ)

縣下一般官吏干渉の有様

官吏干渉の總指揮官は鈴木警部長にして森山縣知事其顧問として後に控へ鈴木警部長の配下には悉くの警官縣吏従ひしも其中に就て帷幕の臣とも云ふべきは保安課長中西五六郎、富山警察署長大樂新藏の二人にして其他は各選挙區毎に一名の長を据へ本部よりは主として干渉の方法を此者に傳へ而して支部長は之を部下郡吏巡查に布命し上下一致の運動をなし、吏黨候補者を助け民黨候補者を妨げたり。

郡吏官吏の概況 第一區にありては殊に郡吏等は自己の戴きし郡長吏黨

干渉の方法を
授く

候補者に立ちしより或は不用に公會を開き各村長に頼談し、又公務に名を借り選舉區内に派出して各局部の重立つ有志に、民黨代議士は亂臣賊子なり之に反して一方は溫和着實なる人物なるが故に國家の安寧秩序を企圖せんには是非共原、岩城の兩人を擧げられたしと説き投票期日間際には上新川郡書記の如きは騎馬にて狂奔するを見たり。

白刃を振上げて横行

警官と吏黨壯士 警官と吏黨壯士とは氣脈を通じたるもの、如し民黨有志若しステツキを持つも之を取上げ之に反し吏黨壯士は白晝白刃を振上げ大道を横行するも之を咎めず。

投票所の位置變更 選舉區毎に投票所確定ありしにも關はず投票期日まぎはに至り民黨の爲め都合よく即ち民黨選舉人の巢窟にある投票所は之を吏黨の都合よき箇所に変更せしめ以て投票當日民黨選舉人を道に要し棄權せしむる事に努めたり。

警官投票人を道に要す 民黨と見れば之に説きて曰く今日吏黨の暴行は見るが如し、限りある警察は一々之を保護する能はず、若し強て投票所に至らば必ず兇行に遭遇す可しと棄權を勧め尙ほ肯ぜざる選舉人あるときはサーベルに手をかけ脅迫威嚇迄に至り壯士の暴行と相待つて投票を妨げ、之に反して吏黨と見れば保護して安全に投票せしめたり。

吏黨壯士選舉後の就職 吏黨壯士中隊長となり第一區に於て暴行を働き就中上市町民黨懇親會場に拔刀にて闖入せし能村辰次郎なるものは曾て本縣巡查奉職中過失ありて免職となりしにも關はず今回選舉に際し吏黨の爲に働き其功に依りしものか選舉後日給三十五錢の土木雇を拜命し後看守(月俸九圓)に命ぜられ今に勤務せしは奇怪千萬也。

選舉干渉者の慰勞金 三月二十日縣知事森山茂上京の前日干渉の功を賞し慰勞金として左の如く沙汰ありたりと

金二百五十圓 知事 森山茂 金百圓 警部長 鈴木定直
 金六十六圓 蠣波郡長 千々岩英一 金五十圓 書記官 荒川義太郎
 金四十八圓 富山署長 大樂新藏 金三十六圓 下新川郡長 奥田貞濟
 各區干渉事實摘要 警郡吏の干渉壯士の暴行により棄權せるもの第一區

各區波瀾議會と選舉激戰記

不法監督者數

四十三人、第二區百八十人、第四區六百八十四人にして尙ほ民黨有志者にして選舉後收監及不法監禁せられたる者第一區四十三人、第二區二十一人、第四區十八人なり。

第一區の干渉概要

- 一、松本上市分署長は金員封入の依頼狀を所轄内二三村長に發したり。
- 一、八尾分署長狩野某横江嘉廣をして投票を買収せしむ。

第二區の干渉概要

- 一、選舉當日壯年の暴客愈々増加して其數三百以上に及び吶喊して選舉者を路に要し或は殴打脅喝して棄權せしめ或は民黨候補者の豫選名刺を奪掠して之に代ふる自黨の候補者の名刺を以てせり。
- 一、各投票所共投票中は終始官郡吏出張して選舉者が何人を選舉せしかを默檢し之を手記して其點數を概算し之を報告し選舉當日の夜既に勝利の祝宴を開きたり。
- 一、投票終了後其函を郡役所に護送するに當り巡查十數名之を護衛し數多

投票函の奪掠を望む

の暴徒亦之に従へるが民黨投票の多數と信ずる投票函には僅に數名の巡查に委し暴徒をして途に奪掠せしめんと謀計に出でたり之れ加積村の駐在巡查三田某の現に自白せし所也。

第三區の干渉概要

- 一、警部巡查は各選舉人に就き吏黨の候補者稻垣示を選舉すべし民黨の候補者に投票せば拘引すべしと威嚇せり。
- 一、警官等民黨の有志に就て曰く北陸自由黨(吏黨)の暴徒數組の決死隊を組織し己に民黨の重立たる志士を刺殺すことに決定したる事は警察にて慥に聞込みたり依て吏黨反對者には謂ふべからざる不幸落ち來らん、故に速に運動を止められよと或は諭し或は威嚇したり。
- 一、宮野高岡警察署巡查は上中下の日給額を定め暴丁を買集めたり、下等五十錢、中等七十五錢上等一圓。

第四區の干渉概要

- 一、二月三日候補者島田孝之氏吏黨壯士のため傷けられたるも警察の處置

各國波瀾議會と選舉激戰記

暴丁の相場

緩漫にて加害者を見すく逃亡せしめたり。

一、投票当日に、出町東野尻子撫石動殖生立野鯨波福岡石堤福野等の各投票所には放火、發砲拔刀にて民黨有權者を脅かし棄權せしめたり、警官は毫も之を咎めず危険なりとて棄權を勸む。

不當の決定
一、選舉長は以上の如く干涉せしも尙吏黨の票數少かりし爲め不當の決定をなすもの百四十餘票、而して同票中半ば妨げられて七十六票起訴せしに果然六十九票の有効を認められたり、以て選舉長の行爲の一斑を窺ひ得るに足るべし。

一、島田對武部の選舉投票不當決定取消の訴訟三月三十日對審法廷に於て選舉長千々岩英一(礪波郡長)代言人佐藤義彦は左の申立を爲したり。

元來開票當日被告(選舉長)が無効有効を決せしは一々當日監督として派出したる縣吏二名の意見に従ひ且つ選舉委員の意見を聞き一定の標準を定め決したるものにて被告の專斷にて決したるものに非ず云々。右の言を見るも明かに官吏が不法の干涉を爲したる證跡明白なり。

憲政擁護運動 (日本)

大正元年十二月五日第二次西園寺内閣は二箇師團増設問題に關し閣内意見の一致を見ず、上原陸相單獨辭表を捧呈するに及び、不統一の責を負ふて遂に桂冠するに至つた。茲に於て大山、山縣、井上等の諸元老は連日會議を開いて後繼内閣の人選に就て凝議し、松方、平田、山本、寺内の諸氏を順次推薦せるも、時局の容易ならざるを見て何れも辭退して之を受けず、元老會議は實に十回に及び漸く桂公の承諾を得て、十七日に至り正式に彼を奏薦した。斯くて陛下には山縣公の上奏を聞召され特に桂公に對し左の如き優誼を賜つた。

朕登極ノ初ニ當リ卿ガ多年ノ忠亮ニ倚信シ常侍輔弼ノ任ニ膺ラシム、然ルニ今ヤ時局ニ鑑ミ更ニ卿ヲシテ輔國ノ重任ニ就カシメムコトヲ惟フ、卿克ク朕ガ意ヲ體シ獎順匡救ノ誠ヲ盡セヨ

桂公則ち一兩日の御猶豫を乞ひ御前を拜辭し直ちに組閣に着手し十八日

海相に優詔降下し留任

齋藤海相に對し留任を勸告するや海相は先決問題として海軍充實案の同意を求め、財政計畫上上程困難と見るや斷然留任を拒絶し海軍省は之を天下に發表した。茲に於て又復元老會議は開かれ桂公は最後の手段を採るに決し、二十一日海相は宮中に召され左の如き優詔降下したれば海相は畏みて大命を拜する旨奏上して御前を退下した。

朕惟フニ卿久ク海軍々政ノ局ニ膺レリ方今機務多端ナリ卿ニ須ツコト殊ニ多シ宜シク疾ヲカメテ蹇蹇ノ節ヲ效スベシ

同日午前十時三十分宮中御座所に於て、第三次桂内閣の親任式は行はれた。閣員の顔觸を示せば

- | | | | |
|-------|-------|----|------|
| 首相兼外相 | 桂 太郎 | 内相 | 大浦兼武 |
| 藏相 | 若槻禮次郎 | 陸相 | 木越安綱 |
| 法相 | 松室 致 | 文相 | 柴田家門 |
| 農相 | 仲小路 廉 | 遞相 | 後藤新平 |

桂内閣不信任

是より先、政友會及び國民黨は桂公が内大臣兼侍從長の重職を抛つて三たび政權に近づけるは宮中府中を混同するものとして其の出所進退を批難し、殊に度々優詔を請ふて組閣に利したるは、聖旨に託して自ら專横を逞ふしたるものなり、是れ實に憲政の危機にして、官僚政治と共に斷じて排斥せざるべからずとなし所謂「憲政擁護、閥族打破」の運動を開始することになつた。早くも十四日に各派代議士及新聞記者は築地精養軒に會合して運動方法を凝議し、十五、十六日先づ明治座に第一聲を擧げ十九日午後一時より歌舞伎座に於て政友會、國民黨、無所屬及び記者團の聯合大會を開き板垣伯初め有志二千名の參集を見、杉田定一氏座長の下に左の如き決議をなした。

閥族打破の運動開始

決議

閥族の横暴跋扈今や其極に達し憲政の危機目捷の間に迫る吾人は斷乎安

協を排して閥族政治を根絶し以て憲政を擁護せん事を期す。

續いて尾崎行雄氏は政友會を代表して熟辯を揮ひ、桂公を袁世凱に擬して國家を謬るものなりと難じ閥族を根絶するには元老を廢し文官任用令を改正すべし」と絶叫し、犬養氏は國民黨を代表して、後藤の魔力と大浦の警察力とは左提右携して我等を切崩さんとすべしと警戒し、今日は憲政の危機に非ず憲政の端緒なりと彼一流の皮肉を述べ、記者團の代表本多精一氏亦帝國の憲政は今や長夜の眠より醒めんとしつゝありと獅子吼した。

議會開會

議會は十二月二十七日開院式を舉行し一月二十日まで休會となつたが、此の間桂公は極力新黨の組織に努力し一月二十日各新聞通信社長を招いて其の組織を發表した、翌二十一日議會再開政友會は先づ公の出所進退に關する質問書を提出せるが政府は開議前に豫算書未成の理由を以て十五日間の停會を命じ愈々朝野の戦闘は開始された。

停會

之に先だち憲政擁護の運動は全国各地に波及し一月十三日には大阪市に於て大會を開き近畿の代議士演壇に立つて遙に帝都に呼應し、十四日には

新黨組織

神戸楠公社前に開會し、尾崎犬養兩氏出席し四千の聴衆は熱狂して之を迎へた。爾來野黨は各所に大會を開きて氣勢を揚げ、一方政府は其の魔手を延ばして各派の切崩しに狂奔し國民黨より大石、河野、箕浦、島田、武富、片岡、富田等を脱黨せしめ、中央派の安達、同志派の秋田、無所屬の木下等を拉致し黨外より後藤、大浦を加へ議會に對戦するの準備を急いだ。

停會明けの二月五日は來た。第三十議會の幕は切つて落された。大臣席には首相以下ずらりと並び傍聽席は詰詰めの有様にて議論は殺氣立つた。大岡議長に磨かれて首相登壇施政方針の演説を試み、次いで元田氏と首相の間に質問書に關して應答あり、守屋此助氏の外交質問終るや尾崎行雄氏は突如起立して日程を變更し内閣不信任決議案を附議せんとの動議を提出し直ちに可決同氏は決議案を提げて壇上に上つた。(決議案の賛成署名者二百三十四名)

不信任案上程

(前略) 天皇は神聖にして侵すべからずと云ふ大義は國務大臣が其責に任ずるから出て來るのであります、然るに桂公爵は内府に入るに當つても

大詔止むを得ざるを辯明し又内府を出で、内閣總理大臣の職に就くに當つても聖意已むを得ぬを辯明する。如何にも斯の如くなれば桂總理大臣は責任が無きが如く思へるけれども却つて天皇陛下に責任の歸するを奈何せん(中略)凡そ立憲の大義として先づ政黨を組織し輿論民意のあるところを己の輿黨に集めて然る後内閣に入ると云ふのが其結果でなければならぬのに、彼等は先づ結果を先にして、而して原因を作らんとする(中略)吾々は第一彼が新帝を擁して己れの利を逞うすること云ふ如き舉動に對して天下の公憤を漏らし、今日人天俱に憤ること云ふ事態を生じたるは彼の舉動已むを得ざるものであつて、其原因は唯に彼の既往の事績、現在の行爲、凡て是にあるのである。彼自ら之を改むるに非ずんば天下の物情は如何にしても之を鎮靜することが出来ないと考へますが故に、聊か全國の公憤を漏すために此決議案を提出した次第であります。

と四十分に亘りて猛烈なる攻撃を加ふるや桂首相は終始笑を含みつゝ、聽きわたるが聽て身を起して壇上に現はれ、勅語及詔勅に就ては感情を以て論

人天俱に憤る

議會復停會

すべきものでない、大體は元田君に對する答辯にて要領を盡した、希くば誤解を解かれんことを望む。又余が過去十數年の行動に對し批評ありたるが余は實に公平なる批評を望む。と巧に遁げて降壇し、大岡議長島田三郎氏を招き登壇せしめんとするや議會停會の詔勅が降つた。即ち二月五日より九日迄五日間停會を命ぜられたのであつて殺氣滿々の裡に午後三時十分散會した。

群衆議會を包圍す

此日午前十時江東回向院に國民大會を開き、群衆は衆議院に殺倒し議會を包圍して野黨に聲援を與へ議會停會となつて議員續々として退出するに及び民黨の代議士を見ては萬歳を連呼して之を迎へ官僚派の議員は俾上より引摺下されて毆打さるゝものさへあり多くは警官に護られて貴族院の通門より辛ふじて退散した。當時郷里の邸宅を襲はれた代議士も尠くなかつた。

同志會結黨

此の騷擾後桂公は二月七日帝國ホテルに新政黨の結黨式を擧げ同志會と命名し宣言書を發表し主義綱領を天下に聲明した。出席者八十三名

各國波瀾議會と選舉激戦記

西園寺公へ勅
令する

桂公事態愈々紛糾するを見て翌八日西園寺公と會見し内閣の後任たらんことを要請したが公は之を辭したので、然らば決議案に對して政争緩和の道を講ぜられたしと請ひ同日午後西園寺公に勅令が下つて政争緩和の聖諭を賜ふた。明くれば又復停會明けの十日、政友會は午前十一時四十分より本部に代議士總會を開き西園寺總裁は左の如き重大な演説をなした。

諸君私は昨日天皇陛下より御沙汰を承りました事が御座います(中略)昨日午後一時侍從職鷹司公より電話がありました直に參内御前に召されましたが、恐れ多くも陛下の御沙汰には「目下衆議院に於て議論紛糾せる如し、今日諒闇中にありて憂慮に堪へず卿は辭職の當時國家の重臣として御沙汰を賜はれり、今日朕の意を體して贊襄する所あれ」と仰せられました(中略)直ちに伏見宮殿下に奉伺し衆議院の紛糾とは不信任決議案の事なるや否やを確めたるに全く其事であるこの仰せでありました。(後略)然し乍ら同志は硬論を採つて下らず豫定の方針を斷行することに全會一致可決し萬歳聲裡に一同聲揃をなして登院した。(此結果園公は後に違勅の責を負

同志肯かず

ふて政界を引退す)

焼打始まる

一方此の日午前より日比谷に押寄する群衆は萬餘に達し、警視廳は二千二百の正服、二百の私服に加ふるに約二十の騎馬巡査を加へて警戒し、勢ひ民衆との衝突各所に起り、遂に警官が兩院前の交通を遮斷するに及大衝突始まり、騎馬に蹂躪せられ、抜劍に難立てられて負傷するもの詳かならず、午後二時半三日間停會の報傳はるや、群衆は一齊に動搖き立ち代議士通路へ押寄せ白薔薇議員に向つて萬歳を浴せて歡呼した。

新聞社焼打

斯る間に數知れぬ群衆の中から都新聞は官僚新聞なりと唱へ出し、社前に押寄せて投石し、尙ほ同社裏手に放火するものありて混雜甚しく、恠て群衆の一部約五千は駆足にて國民新聞社に向ひ此にても硝子窓を破壊し火を放ちたるも社員必死の防禦にて焼失を免れ、更に四時半に及び報知新聞やまご新聞、讀賣新聞、二六新聞の各社民衆の包圍を受けて損害を蒙つた。

各報波瀾議會と選舉激戦記

出兵

之より先午後四時頃形勢漸く不穩となるや、東京府知事及警視總監は東京衛戍總督に出兵を請ひ近衛及第一師團の歩兵聯隊より兵を派して各新聞社及桂首相の官私邸其他を警衛せしめた。夜に入りて午後七時過ぎ京橋方面の交番より破壊焼打始まり、日比谷附近は勿論日本橋、神田、本郷、下谷、浅草各區に亘りて警察署を破壊し交番を焼拂ひ、明治三十八年日露講和の騷擾に次げる慘狀を呈した。

桂首相は反對黨の決心牢乎として抜く可らざるを看取し衆議院解散奏請の廟議を定め、大岡議長に會見し當日の開議延期の請求を取消し私に其の決意を漏したが、大岡議長は審に民論の趨勢に察し又院外流血の慘狀に鑑み今に於て解散を斷行せば益々民心の激昂を挑發し之より天下の動亂を惹起するに至らんことを説き臣子の分義を引きて解散の無謀なるを論じ切に首相の反省を促したる結果、桂首相は心機一轉して終に辭職に決し、其準備として三度議會の停會(二月十日より十二日まで)を奏請し翌十一日を以て閣員悉く辭表を奉呈し此に於て衆議院は新内閣組織に至るまで無期休會となつた。此の日紀元の佳節にして而も憲法發布二十五周年の當日であつた。

三度停會

斯くして大正劈頭の大政變も終末を告げ所謂「憲政擁護、閥族打破」の目的は達せられた筈であつたが突如として、曩に齋藤海相を擁して桂内閣の成立を妨げたる山本權兵衛伯現はれて後繼内閣を組織し、白薔薇黨政友會は此の薩閥と妥協し幹部を入閣せしめたので尾崎行雄氏一派二十四名は其の非を鳴らし斷然政友會を脱黨するに至つた。山本伯亦在職僅か一年にしてシーメンス事件のため殆んど政治的生命を絶たれて職を退いたが、誠に政黨の離合、閣臣の進退ほど奇なるものはない。

閣員任命権と議院内閣政治

大臣責任制度

立憲政治は責任政治であつて、政治組織として單に民意による政治を行ひ又法治主義に依る自由の保障を尊重して政治をなすと云ふ形式を採用するに満足せず、更に自由を尊重する政治、民意に依る政治が責任を以て實行せらるゝことを制度の上に於て確保してゐる點に其の重要な特色の一が存するのである。而して此の責任政治の要求を充たす所の制度は所謂大臣責任制度であつて、政治上の責任を有責任とするに不適當な最高の統治者でなくして、其の大臣に負はすることに依つて其の目的を達してゐるのである。

大臣責任制度

立憲國に於ける此の大臣責任制度の要領は(一)君主を其總ての行爲に就て無責任となすと共に(二)君主の大權行爲は必ず大臣の輔弼の下に行はれ

ることを必要とし(三)此大臣に凡ての責任を負擔せしめることになるのである。我憲法が第三條に於て「天皇は神聖にして侵すべからず」と規定し、天皇が總ての御行爲に就て無責任にあらせらるゝことを明かにして居るのであるが、其第五十五條第一項に於て「國務各大臣は天皇を輔弼し其責に任ず」と規定し、更に其第二項に於ては「凡て法律勅令其他國務に關する詔勅は國務大臣の副署を要す」と規定して此の關係を明かにしてゐるのである。

國務大臣が準備行爲

即ち天皇が大權を行使せらるゝに當つては先づ以て國務大臣が一切の準備行爲をなす譯であつて、重要な國務は悉く内閣の議を経然る後に天皇の御裁可を得て天皇の御行爲となるのである。即ち今日の立憲國に於ける内閣は一般に英吉利に於て、其の樞密院の委員會を基礎として沿革的に發達した特別の制度と同一性質のものであつて、それは總理大臣の下に統率せらるゝ一個の合議體であり、其合議體は政見を同ふする政務官によつて構成せられるのである。

閣員任命権

而して其の閣員任命権は形式上は勿論君主に屬するのであるが、大權政

治の場合と異り、君主の個人的な信寵の如何に依つて其の進退が左右せられるのではなくして、議會の信任の有無によつて其の進退を決するのであり、又大權政治の下に於ては政治は實際に於て君主の意見に従つてなされ、其大臣は個々別々に直接君主に従ふ其の補佐官だつたのであるが、内閣制度の下に於ては、君主は統治するも實際に政治することはないのであつて議會の問題となるやうな重要な政策は凡て内閣に於て議決せられ、君主はそれを裁可せらるゝに止るのである。併も内閣を組織する政務官は議會に議席を有し、且つ議會に於ける多數と其行ふべき政策に就て大體意見を同ふするのであるから、之に依つて所謂民意に依る政治が行はれることになるのである。

大權は自由

勿論大權は自由であつて國務大臣の決定した所を採納せらるゝか否かは全く君主の御自由である。而して君主が内閣の決定した所を裁可せられないときに、内閣も亦君主の欲せらるゝ所に従つて其の責任を負ふことを欲しないときには辭職するより外はないのである。此の場合には君主は其政

民意に依る政治

策に就て責任を負ふ者に新に内閣を組織せしめるのであつて此の内閣が其政策に就て議會に於ける多數の同意を得ないときには解散によつて之を民意に訴へるの外ない筈である。蓋し立憲政治は民意に依る政治であるから、或る政策を行ふか否かは結局人民が其政策を欲するか否かに依つて決定すべきものだからである。

要するに君主は其裁可に就て十分に判断の自由を有せられるのであり、其處に「統べさせ給ふ」作用がある譯であるが、君主の御行爲が外部に行はれるためには常に責任ある大臣の輔弼によらるゝのであつて、君主は統治して政治せずとは此關係を云ふのである。

議院内閣政治

内閣制度が右に謂ふ如く立憲主義の本旨に従ひ完全に運用せられてゐるときに其の政治を議院内閣政治(又は政黨内閣政治)と云ふのであつて其の特徴とする所は第一に議院内閣政治の國に於ては内閣の組織者は議院に議

席を有するを原則とし第二に國務大臣が議會に對して政治上の責任を負ふ點にある。

沿革的に發達

而して此種の政治は主として實際政治の運用上沿革的に英吉利に發達した所であるが現在に於ては最も發達したる議會政治として歐洲各國の等しく採用する所であり、最初は王政復興後の佛蘭西を初めとし白耳義、伊太利、和蘭、西班牙、希臘、ルーマニア、瑞典、諾威等の所謂立憲君主國に専ら採用せられた所であつたが、佛蘭西が大統領制の共和政治を運用するために、此の議院内閣政治の原則を採用してから此の政治が共和國にも亦良く順應することが立證せられ獨逸、ポーランド、チエツクスローバツク等大戰後歐洲に成立した共和國は皆此議院内閣政治の原則に従つて其政治を行つてゐるのである。

米國の分權政治

尤も現在に於ても合衆國を初めとして中南米の多數共和國は代議制度は採用してゐるが、議院内閣制度は行つてゐない。即ち其所ではモンテスキユ流の三權分立主義が主として、其政治組織の基礎となつてゐるのであつ

て、英吉利流の議院内閣政治と比較すれば其所には著しい對立が見出されるのである。議院内閣制の本質を明かにするために其重要な差違點を示すと

- 一 議院内閣制(甲)の國に於ては實際政策は内閣に於て評議し元首は此評議に與らないが、三權分立主義(乙)の國にては各大臣は直接に國の元首である大統領と共に其の政策を決定する。
- 二 甲に於て元首は其の評決せられた所を裁可するに過ぎぬから責任を負はないが、乙に於ては有責任である。但其責任は法律上の責任に止まり、議會に對し政治上の責任を負はぬ。即ち行政部と立法部は相互に獨立し、唯法律上有責任の場合に議會は大統領又は他の官吏を彈劾裁判に附し得るのみである。

下院の信任の有無にて進退

- 三 甲に於ては國務大臣の任免權は形式上元首にあるが、内閣が議會に對し政治的に有責任である結果其進退は實際的には議會殊に下院の信任の有無に關し且つ責任が連帶的であり、乙に於ては大臣は大統領に

閣員任命權と議院内閣政治

對してのみ有責任であり従つて大統領の信任の有無によつて任免せられ、其進退は個人的である。

四 甲に於ては各大臣は議會に出席して討議に参加し又元首の同意を得て議會を解散することも出来るが、乙に於ては大統領は立法部の議會に對し行政上の教書を送ることは出来るが議會の解散権はない。

五 甲に於ては内閣は議會殊に下院多數の是認する政策を行はねばならぬから閣員は通常議院に議席を有つが乙に於ては三權分立の原則に反するものとして却つて之を禁止し兩院議員は官吏となることは出来ないものである。

我國の現状

我帝國は所謂君主主義を基礎とする立憲國であるが憲法第五十五條に依つて國務大臣が有責任であることを認めるのみならず議院法第四十八條乃至第五十條に於ては議院が政府に對し質問權を有する事を規定し、憲法第

國務大臣は議會に有責任

五十四條には「國務大臣及政府委員は何時たりとも各議院に出席し及發言することを得」と規定してゐるのであるから國務大臣が議會に對し有責任であることは明かである。又内閣官制に依れば「内閣は各國務大臣を以て組織す」(行政大臣に非ず)るものであり、其各大臣の「首班として機務を奏宣」し又「旨を承けて行政各部の統一を保持する」任にあたる内閣總理大臣が存在し「高等行政に關係し事體稍重きもの」即ち政府の責任となるが如き重要な問題は凡て此合議機關によつて評決せらるゝのであるから、一般立憲國に通有な内閣制度と同一性質のものであることは疑ひを容れない。

然るに我國の政府は實際に於て一般立憲國のそれと異り第一、議會多數の是認する政策を行はんとせず、唯自己任意の政策の結果又は効果のみが議會に於て問題とせらるゝ状態にあり、第二には各國務大臣は議院に議席を有し、多數の信任を失ふと共に其大臣の地位を去り、解散は下院に於て多數を制し得る希望の下に行ふべきであるに、我國では君主の信任さへあれば何人にも内閣を組織し得ると解せられ、此の結果民意を代表する議

民意と無關係
の政策を行ふ

三三〇

會は全く無關係な人が民意を代表する議會とは全く無關係な政策を實行する事多く此種の政治が專制的であり且つ非立憲的であることは云ふ迄もない。

我憲法上閣員の任免が天皇の大權に屬することは勿論であつて英伊白西等の君主國佛、獨逸の共和國と少しも異らないのであるが、就職後其大臣が當然に自己の責任の行爲に就て議會に責任を負ふべきであつて、徒に大權に藉口して其責を免れんとするは立憲主義の許さざるのみならず累を皇室に及ぼすものである。

議院内閣政治は議員に任期あることによつて一層民意の變遷を政治に反映し、且つ政府と議會の衝突を少くし然も多數黨の首領が内閣を組織する事を常道とするため所謂元老の意思が多數人民の意思よりも重んぜらるゝと云ふ不合理を排し、其結果元老に阿ねる弊をも避くる事が出来る。

議院内閣制が衆愚政治、多數黨橫暴、金權政治となり或は臨機の處置に適せざる政治として批難する者あるも、民衆の自覺、輿論の監視、無產政

議院内閣制の
短所

黨の勃興によつて匡正され軍事外交が人民全體の意思を背後にしなければ到底成功せざる近代の傾向は寧ろ益々議院内閣制を必要とするものであると云はれてゐる。

比例代表法の理論と方法

少数者保護の制度

多数決の制度は少数者が政治上の特権を有つて専制をなすと云ふ不正に對する反抗から生れたものであつて、決して多数が少数を支配すると云ふ事自體に正義があるのではない。然るに一般に多数といふことが民衆一般といふ事と同一視され、従つて多数の政治即ち人民全體の政治であるかの如く考へられてゐる。併し部分は何處までも部分であつてそれを全體と同一視することは出来ない。一般に大多數の意思は即ち人民の共同意思であると考へられるのは正確に云へば民主的な制度の下に於ては大多數の意思を共同意思と擬制するより外はないといふに外ならない。現實に多数の意思が常に團體員の共同意思であることは考へられぬ。同様に多数の利益が必ず全體の共同利益であることも解することは出来ない。従つて一部の人の

多数と全體の
異同

力も數も權利
を作らず

考へるが如く多数が全體の名に於ていかなる行爲をも爲す權利を當然に有つ筈がなく、力が權利を作らないやうに數が權利を作る理由もないのである。

少数者保護

故に現在の民主的國家に於ては何れも少数者の利益を保障するために種々の手段を講じてゐるのであつて或は憲法の如き重要な法の改正には三分の二又は五分の三以上の多数に依ることを必要とし以て少数者に其の改正を妨ぐる事を得しめ、或は君主又は大統領に拒否權を與へて必要な場合には多数決によつて決定せられたる法律案が直に法律となることを停止せしめ、或は又上院を設置して下院に於ける多数の横暴を牽制する方法を取つてゐるのである。

加之、現在の國家は所謂代議制度を採つてゐて、此の議會政治を行ふ必要上必然的に政黨といふものが發生した。然るに現在何れの國を觀ても其政黨はそれぞれ次第に經濟的並に社會的利害を共同にするものによつて作られ或る階級的利益を代表するものたらんとする傾向が顯著である。従つ

て今若し少数黨を保護するために適當の方法が講じられないならば民主的理想に反し一の階級が他の階級を支配するに云ふことになるであらう。そして弱き階級に屬する少數者は常に多數の横暴の下に其利益を蹂躪せらるゝこととなる惧がある。故に此點からも少數者殊に少數黨の保護が必要である。比例代表法の生れた理由は茲にあつて、此の方法によつて第一に純然たる多數決主義の上に立つ多數代表法の齎らす缺點を除き、少數者及び少數黨にも其正當なる地位を與へ、公民が平等の資格に於て政治に参加しなければならぬと云ふ民主的正義の要求をなるべく完全に實現しやうと云ふのである。

得票の通算と移轉

比例代表法は選舉人に依つて投ぜられた票數に應じ各派から比例的に議員を選出せしめる方法であつて次の二個の原理を基礎としてゐる。第一に選舉人に依つて投ぜられたる票數は之を通算して其一定數毎に或る候補者

を當選とするのである。一名の候補者を當選せしめるに必要な此一定數を當選商數又は當選標準數と名付ける。此の種の商數を得る最も簡單な方法は議員定數を以て投票總數を割ると云ふ方法であつて、例へば議員定數五名、投票總數五千の場合に於ては千となすのである。而して今選舉人の投じたる票數を通算し、例へば甲黨に屬する候補者は其三千、乙黨に屬する候補者は其二千を得たりせば右の商數を基礎とし按分比例的に甲黨は三名、乙黨は二名を當選せしめることを得て比例選舉の目的が達せられる。

而して右の如き方法は同一選舉区内に於ける各部分の投票を通算し一定數に達する毎に其候補者を當選とすることによつてのみ可能であるから當然に大選舉區制度であることを必要とする。小選舉區制度の下に於て少數者の投票として當然無効同様の運命に歸すべきものが此の制度に於ては他の同種の投票と通算せられ一定數に達する毎に一候補を選出する事が出来る事になるのである。

第二の原理は投票の移讓又は移轉、讓渡とも稱せらるゝものであつて一

移譲の方法

の候補者を當選せしめるため有効に役立ち得ざるに至つた投票は一定の條件に従ひ他の候補者に移譲せられ此の候補者のために役立たしめるのである。即ち大選區單記投票法等の場合に於て或る候補が不必要に多数の投票を集めたるため比較的多くの投票が所謂過剩投票として無効同様になる缺點を除くものであつて、例へば前記の例に従ひ定員五名、投票總數五千の内、甲黨は二千、乙黨は二千を得たる場合に甲黨の候補者Aは千二百票、Bは八百票、Cは六百票、Dは四百票を得たりとせばAの二百票とBの四百票とをBCに移轉して初めて當選商數に達したるABCの三人を當選せしめる事が出来るのである。此原理は第一の原理が働いたために缺くべからざる條件である。

單記移譲式と名簿式

而して此の第二の原理即ち投票の移轉が如何なる原則に従つてなされる、かに依り比例選挙の方法は二種に大別される。一は單記移譲式比例代表法

選挙人の自由

又は商數代表法と稱せられ他は名簿式比例代表法である。前者に於ては各選挙人は個々の候補者に對して投票するのであつて且其投票は一名を選出するために役立つに過ぎない。併し目指された候補者が既に必要な投票を得た場合或は到底當選の見込なき場合は其投票を他の候補者に移譲し得、此の投票を何人に移轉するかは専ら選挙人自身が決定し通常議員定數に等しき數の候補者を選んで移轉し得るのである。

名簿式比例代表法に於ては選挙長は一定の期間に於て各政黨及び政派をして其候補者名簿を提出せしめ、選挙人をして此名簿を基礎として投票せしめるのである。素より此名簿投票法の場合に於ても各選挙人は常に絶対に自己の欲する或る候補者に對し投票をなし得ないと云ふのではなく、嚴正強制名簿主義は名簿上の候補者及順位を變更する事は出来ないが單純強制名簿主義では現に白耳義に於て行はれてゐる如く名簿上の特定の候補者を選択して之に投票を許し、自由名簿主義の場合は名簿に拘束されず、名簿上の候補者又は其順位を變更して投票し得るのである。

名簿に拘束されず

適用の効果と非難

政見本位

比例代表法の齎らす本来の効果は前述の如くであるが、それに附随して種々の實際的效果を擧げる事が出来る。(第二)は政治生活を向上せしめ選挙界を廓清する作用であつて、政黨の作製したる候補者名簿を基礎として投票を行ふため、各黨派は何れも鮮明に其政綱政策を示し、選挙も政見本位に行はれる結果其の主義政見が忠實に又有責任に實行されるのである。

(第二)には多數代表法にては極めて劣勢にある黨派は勇氣と興味を失ひ政見を異にする他の黨派と妥協して其他に當る作戦をなさしめる弊害があるが比例代表法にては一定數毎に一名を選出し得るため此の不正なる妥協の必要をなくする事が出来るのである。(第三)には少數の得票の差によつて自己の當落に影響し、或は自黨の運命を左右する如き事少きため投票の買収を少くし、従つて買収を原因とする選挙界の腐敗を一掃する事が出来る。

買収を減す

人身攻撃

(第四)には大選挙區制度が小選挙區制度よりも有能な人物を得る意味に於て比例代表は人材を議會に送り殊に名簿式に於ては政黨の定めたる順位により當選するを以て一層議員の人物水準を高める利益がある。(第五)には通常の單記投票法に於ては個人と個人が對立するが比例代表法にては謂はゞ名簿と名簿の對立となるため極端に狂暴な競争又は候補者個人の人身攻撃等を尠くし選挙を平穩に紳士的に行はしめる事が出来、然も比例代表法は多くの投票が無効になる場合少きため選挙人の選挙に對する興味を失はしむる事なく、寧ろ眞面目に責任ある選挙權の行使をなすに至るのである。

種々の非難

勿論比例代表法に對する非難も尠くない。理論上にては多數決の原則を無視する事、黨派を小分して議院内閣政治の運用を困難とする事、單に漠然と政黨の勢力に比例して選出し各種の意見が反映されぬ事、實際上には適用の結果が比例的でない事、議員と選挙人との連絡を弱める事、手續が複雑なる事、補缺選挙を行ふに困難である事、選挙人をして選挙に冷淡な

らしめ又は政黨的分野を固定せしめ政界を沈滞せしむる事等の非難をなす者あるも如何なる制度も多少の缺點は伴ふものであつて歐洲戦後各國競つて此の比例代表法を採用する實際を見れば此の制度が他の選舉方法に對し遙に合理的であり且つ有効であるを窺ふ事が出来るであらう。

採用諸國の年代

比例選舉の思想は夙に一八三〇年前後より歐洲諸國に發生し要求されたが此時期より約半世紀の間は丁抹が其議員選舉の一部に此方法を採用したるのみであつたが、十九世紀末に至り遂に實行期に至り一八八九年瑞西の一州に於て州會議員の改選に當り保守黨が一二、七八三票を以て七七名の議員を選出し得たるに對し自由黨は一二、一六六票を得たるにも拘はらず僅に三五名を選出し得ざりしたため自由黨の不平爆發し遂に暴動に變化せる等の騒ぎがあつた後一八九一年三月人民投票に依つて憲法が改正せられ十一月に至つて比例選舉に關する法律が發布せられ翌年始めて比例代表法に

丁抹が最初

白耳義

依る選舉が行はれ所期の目的を達し各州とも之を採用する事となつた。

次で一八九九年に至り白耳義の議會に於て比例選舉法が通過し、此の大國家に於ける實驗の成功は歐洲諸國を刺戟し、佛蘭西は一八九九年の法律にて過半数と併用する事となり、獨逸は一九〇六年に一州が採用せるを初めとして今日は聯邦各州は例外なく此法を適用してゐる。以上の外芬蘭及瑞典が大戦前に採用し一九一二年にはブルガリア、一九九年には丁抹が下院議員にも適用し一七年には和蘭が採用したが大战後に至り前記の如く佛獨を初め伊太利、チェッコスロバツク、澳太利、ユーゴスラヴィア、ポーランド、ダンチヒ、エストニア、希臘等が更に相次いで比例代表法を採用した。

英語國民間

單記移讓式比例代表法は英語國民間に次第に勢力を扶植し一九〇九年に南阿聯邦先づ採用し今日は英本國の大學選舉區を初め愛蘭、ニューサウスウェールズ、新西蘭、印度等に於ても實行せられてゐる。亞米利加合衆國に於ては未だ議員選舉には採用せられてないが此方法がよく理解されてゐる

るから將來採用せらるゝであらうと觀られてゐる。

日本に於ては夙に學者間には其の効果を認められ、言論機關及び進歩的政治家中には其の採用を唱道されつゝ、あつたが昭和三年の選舉に於て政友會が四百十八萬餘の總得票に對し二百十九名の議員を得たるに對し、無産各黨が政友會の一割強に當る四十四萬餘票を獲得しながら僅に八名の當選を見たるは左右各派の選舉協定完全に行はれざりしにも依れど普通單記投票の結果の不公平を暴露せるものにて此の經驗は比例選舉の實施を促進するに至るであらう。

(完結)

議會讀本(終)

「議會讀本」

正價金八拾錢

昭和四年一月十五日印刷
 昭和四年一月十八日發行
 昭和四年三月十九日再版印刷發行
 昭和四年四月二十三日三版印刷發行
 昭和四年五月廿一日四版印刷發行
 昭和四年十二月十五日五版印刷發行

不許複製



著者

大日本國民修養會

發行者

福田 滋次郎

印刷者

鈴木 清三

印刷所

日本書院印刷所

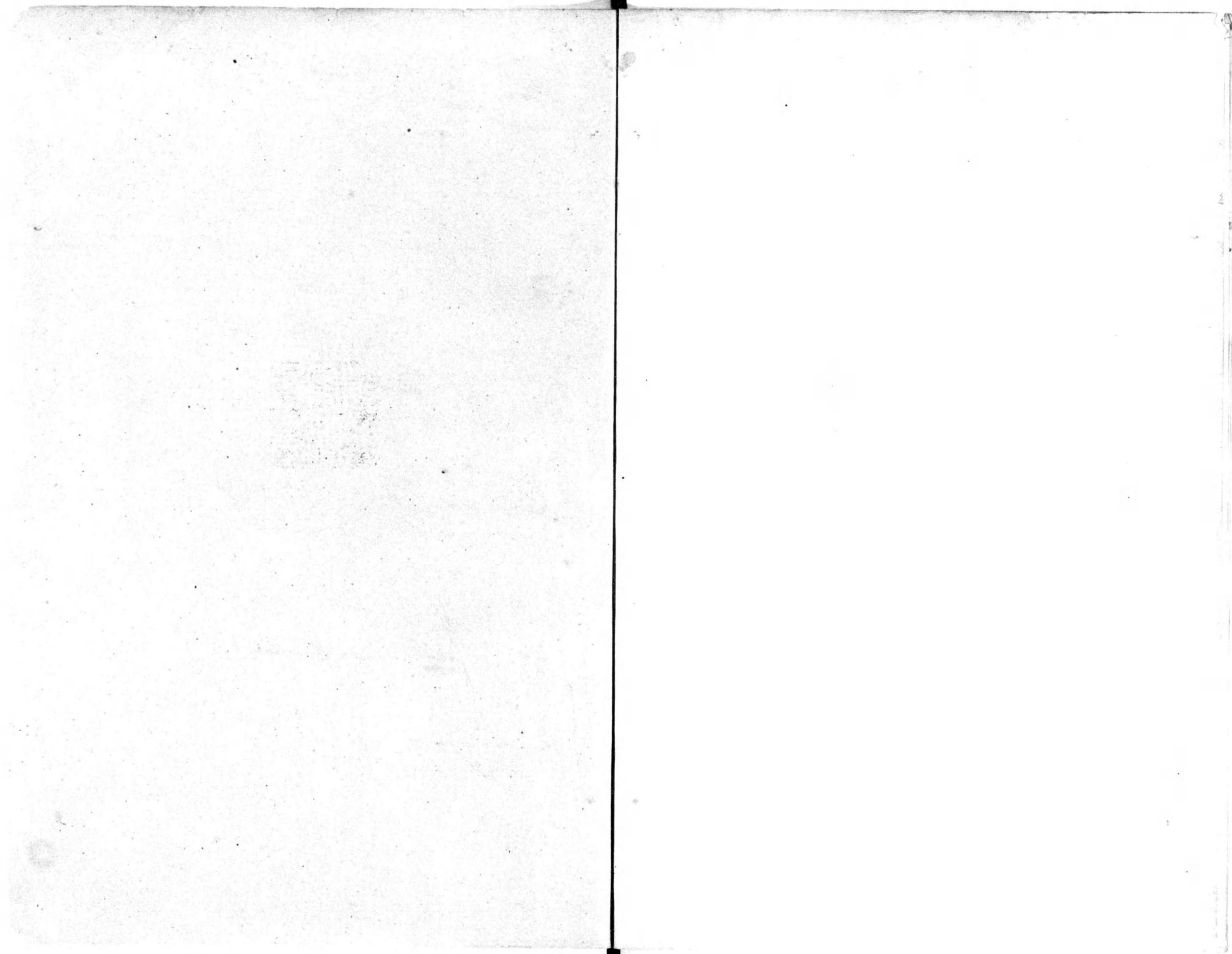
發行所

東京市麹町區麹町三丁目二番地
 電話 九段二〇九一番
 振替東京一二〇八六番

日本書院出版部 送書目

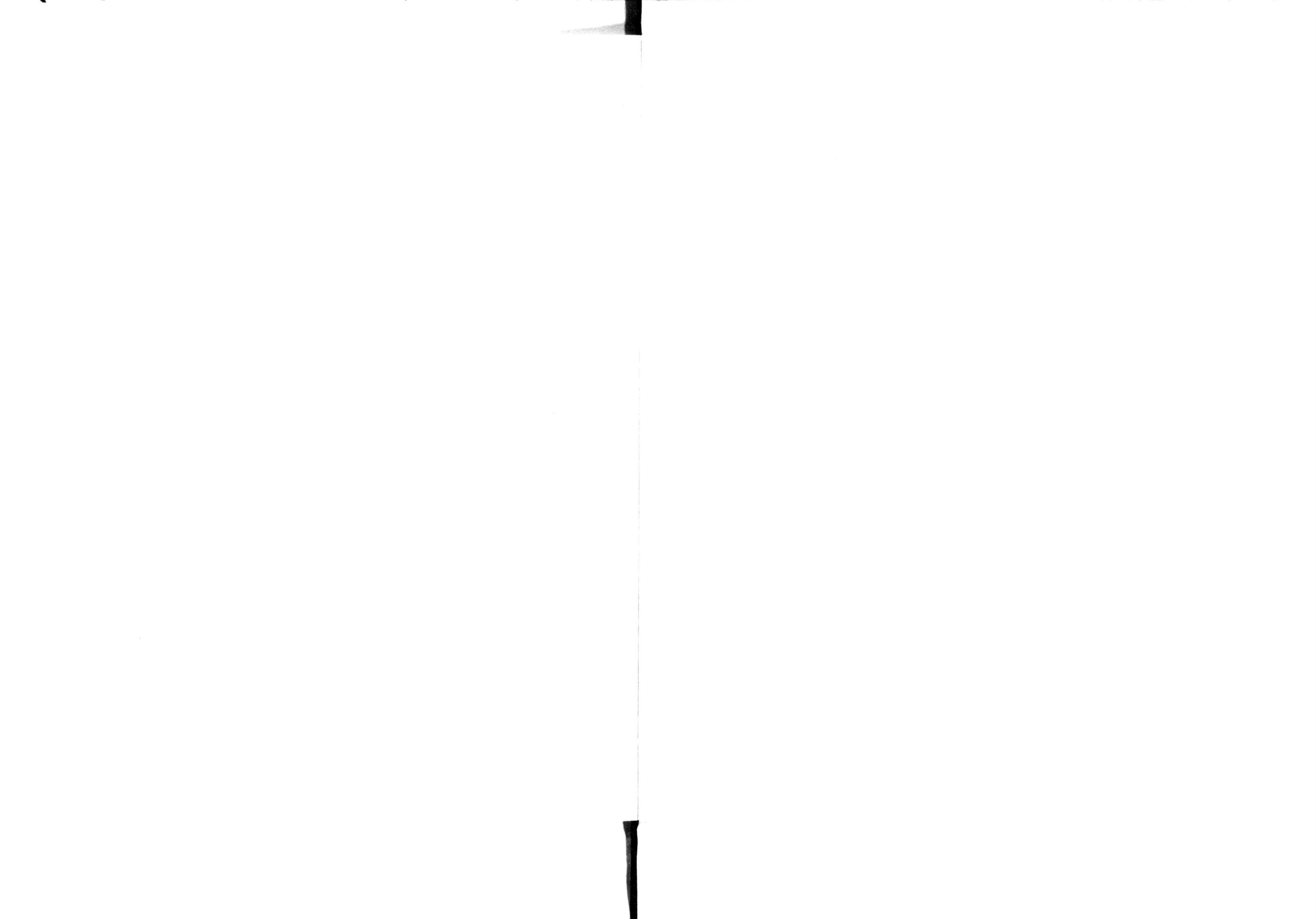
■ ■ 日 本 書 院 修 養 書 目 ■ ■

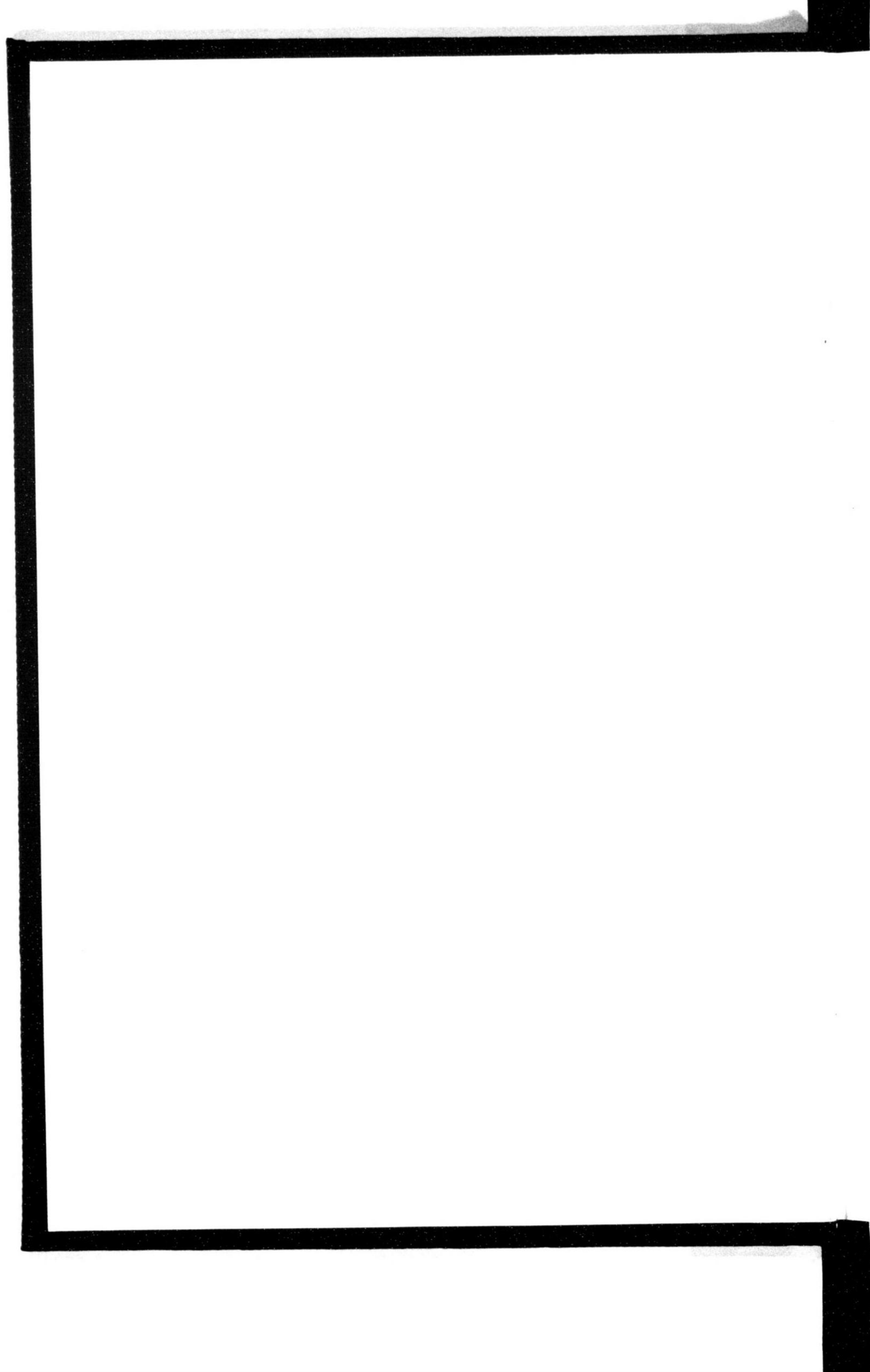
大日本國民修養會	議 會 讀 本	正價金八拾錢	送料十二錢
同	民 衆 讀 本	正價金壹圓	送料十二錢
榎本秋村	歐米外交秘史	正價金壹圓五拾錢	送料十二錢
大町桂月	日本國民性解剖	正價金壹圓五拾錢	送料十二錢
蟬川法學博士	亞細亞に生きるの途	正價金壹圓八拾錢	送料十錢
大日本國民修養會	新 修 養	正價金壹圓貳拾錢	送料十二錢
同	<small>世界富豪 體験眞理</small> 成功秘訣講座	正價金壹圓貳拾錢	送料十錢
大隈侯爵	働き働き飽迄働き	正價金壹圓參拾錢	送料十錢
澤柳文學博士	これからの人間	正價金壹圓	送料十錢
山浦貫一	政治家よ何處へ行く	正價金貳圓	送料十二錢
大日本雄辯會	式辭演說雄辯辭典	正價金壹圓四拾錢	送料十錢
日本國民修養會	雄 辯 術 講 座	正價金壹圓貳拾錢	送料十錢



74W-65







終